

○議事日程

令和4年3月7日（月） 午前9時00分開議

- 日程第 1・一般質問（4人、6項目）
- 日程第 2・南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員の選挙
- 日程第 3・同意第1号 副町長の選任について
- 日程第 4・同意第2号 農業委員会委員の任命について
- 日程第 5・諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6・議案第2号 開成町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 7・議案第3号 開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 8・議案第4号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第 9・議案第5号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10・議案第6号 開成町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11・議案第7号 開成町学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第12・議案第8号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13・議案第9号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて

○本日の会議に付議した事件

議事日程に同じ

○出席議員（12名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 下山千津子 | 2番 佐々木昇 |
| 3番 武井正広 | 4番 前田せつよ |
| 5番 茅沼隆文 | 6番 星野洋一 |
| 7番 井上三史 | 8番 山本研一 |
| 9番 石田史行 | 10番 井上慎司 |
| 11番 湯川洋治 | 12番 吉田敏郎 |

○説明のため出席した者

町	長	府川裕一	副	町	長	加藤一男																	
教	育	長	井上義文	企	画	総務部長																	
企	画	政	策	課	長	山	口	哲	也	協	働	推	進	担	当	長	遠	藤	直	紀			
総	務	課	長	中	戸	川	進	二	防	災	安	全	課	長	小	玉	直	樹					
町	民	福	祉	部	長	亀	井	知	之	総	合	窓	口	課	長	土	井	直	美				
税	務	課	長	高	橋	靖	恵	町	兼	民	福	祉	部	参	事	長	渡	邊	雅	彦			
子	育	て	健	康	課	長	田	中	美	津	子	都	市	経	済	部	長	井	上	新			
街	づ	く	り	推	進	課	長	高	橋	清	一	区	画	整	理	担	当	課	長	井	上	昇	
産	業	振	興	課	長	熊	澤	勝	己	会	計	管	理	者	石	井	直	樹					
教	育	委	員	会	事	務	局	参	事	遠	藤	孝	一	学	校	教	育	課	長	岩	本	浩	二

○議会事務局

事	務	局	長	田	中	栄	之	書	記	佐	藤	久	子
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

○議長（吉田敏郎）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年開成町議会3月定例会議第2日目の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（吉田敏郎）

なお、本定例会においては、新型コロナウイルス感染症防止のため、マスクの着用と着座での発言を許可しております。

では、直ちに日程に入ります。

日程第1 一般質問を行います。

8番、山本研一議員、どうぞ。

○8番（山本研一）

おはようございます。8番議員、山本研一です。

通告に基づき、令和4年度向け自治会要望に関する町の対応は、について質問いたします。

町民にとって、家の周りの道路や水路、公園などをはじめとした生活環境に満足しているか、満足できていないかが、住んでよかった町と実感する大きな判断材料であると考えます。地域の道路にへこみや亀裂がなく、水路はよどみなくきれいな水が流れているなど、道路や水路が良好に整備され、また、子供たちが安心して遊べる公園があり、見通しの悪い交差点やカーブにはカーブミラーが設置され、夜間でも安心して出歩けるよう随所に防犯灯が設置され、家の近くに利便性が高く衛生的なごみ置場があるなど、安全・安心で快適に暮らすための環境整備は町民の日常生活にとって大変関心の高い内容であり、住み続けてよかった、移り住んでよかった、いつまでも住み続けたいと思うまちづくりにとって欠かすことのできない重要な町民サービスだと考えます。

町は、地域の住環境を維持・向上するために、現在、年1回、自治会要望の提出を各自治会に依頼し、地域住民からの要望を把握し、快適で住みよいまちづくりを進めています。しかし、地域住民からは道路の補修などをはじめ町に対する改善要望は後を絶たず、自治会要望に対する対応が十分とは言いがたいと判断し、今回、令和4年度向け自治会要望に関する町の対応について質問いたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

山本議員の御質問にお答えをいたします。

開成町では、総合計画をはじめとする各種計画に基づき、計画的にインフラの整備・保全を進めております。安全・安心で暮らしやすい良好な生活環境、住環境を構築することは、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを進める上で大変重

要であると考えております。町民からは、身近な生活道路等の安全性、利便性の確保・向上や、不具合のある箇所の改善が求められております。町では定期的にパトロール等を実施しておりますが、地域からの指摘などにより対応することがあります。状況を確認し、緊急性が高いものは随時対応しております。

自治会要望について、説明をいたします。自治会要望は、各地域の住民からの声を聞く機会として、町、自治会の相互にとって必要なものであります。毎年度、当初予算に反映する趣旨で、各自治会に対し翌年度に向けた自治会要望を依頼しております。令和4年度向け自治会要望については、令和3年7月開催の自治会長会議で依頼をしております。例年、要望件数は約150件あります。

令和4年度向け自治会要望については、166件でありました。要望内容は、道路補修、水路改修、防犯灯・カーブミラーの設置、ごみ置場の整備など生活環境に影響があるものが多く、約7割、111件がインフラ整備に関するものになります。

毎年、各自治会から提出された要望案件に対し、現地確認、各種計画との照合、緊急性等によって判断し、今後の対応を示し回答しております。継続して要望される案件があることは承知はしておりますが、御理解いただける理由や今後の対応を含め丁寧な回答を心がけております。

地域からの声は、大切に貴重であります。年1回取りまとめの自治会要望だけでなく、窓口での問合せや相談にも随時対応してまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

それでは、再質問します。

答弁の中で地域からの声は大切に貴重という話があり、自治会要望については、町、自治会の双方にとって必要なものだという認識が示されました。そこで、まず令和4年度向け自治会要望の全体内容について確認させていただきます。要望件数は全体で166件、例年約150件とのことであり、令和4年度は多少多かったようですが、中身として生活環境に影響のあるものが約7割で111件とのことでした。残りの約3割はどのようなものなのか、代表的なものでよいので具体例を教えてくださいたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

御質問にお答えします。

自治会要望166件、令和4年度向けにつきましてはございました。そのうちインフラ整備が7割ということで、これはカーブミラー、防犯灯、ごみ置場、道路・水路の改修、こういったものとなってございます。自治会要望を7月の自治会長会

議で依頼する際に、この5つの項目と、それからその他というもので項目を分けて依頼をしております。その他というもののの中で、それが残りの3割近くということになります。

多いものとしましては、交通関係のものがございます。例えば、横断歩道の整備ですとか移動、それから道路標識の設置、啓発看板の設置、こういったものが多く、3割と言いましたが、そのうちの2割となっております。あと、ほかには地域集会施設の修繕ですとか水路における排水関係、それからコミュニティバスの関係、こういったものの要望がございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

要望件数のうち令和4年度に実施予定、あるいは令和3年度に既に対応済みとなった、つまり自治会要望を実施する予定件数は何件で、割合はどのくらいでしょうか。令和4年度の予算審議がこれから予定されているので、あくまでも現在の予定で結構ですので、また、実施できないだろう件数は何件でしょうか。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

御質問にお答えします。

自治会要望、件数として166件、令和4年度向けの要望として提出をしていただいておりますので、令和4年度に対応予定のものと、そうでないものということで分けて回答させていただきます。

実は、要望を受けて令和3年度中に対応しているものもございます。その件数からしますと、対応済み、それから令和4年度に対応するもの、対応予定というものが、これは数えたところですけども67件で全体の40%ほど。残りになりますけれども、対応しないというものとなるものと、それから実は町の管轄でないものもございます。県道であったりという部分で、例えば県西土木の管轄であったり、警察のほうに要望するものであったりというものがございます。そうしますと、町で対応しないというものは74件で45%ぐらい、今、申し上げましたその他、それに属さないもの、これが25件で15%ぐらいとなっております。内訳というところでは、以上でございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

今の答弁で、自治会要望は大切な貴重な地域の声という答弁をされましたけれど

も、その割に実施するのが4割、そして実施しないのが45%という、何か実施するほうが少ない状況になっていますけれども、これは、どうも、例えば、出された自治会だって納得できないのではないかと思いますけれども、どのような理由でしょうか、主な理由として。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

お答えします。

自治会要望につきましては、その要望に対しまして1件1件、その対応を担当課中心に検討、確認をして、その回答をしていくものでございます。回答に当たりまして、令和4年度は実施をしないというものにつきましては、令和4年度には実施をしないという見送るもの、それから、これは町では実施ができないものというものがございます。

見送るものとしましては、現地等確認をして必要がないと判断すること。また、ほかですと緊急性がないと。それから、これはいろいろな予定、計画等も踏まえて状況を見守るといようなものが主なものとしてございます。

それから、町が実施しないというものは、現地が例えば民地であるということ。それから、地域で調整をしていただきたい、すべき事項であるというもの。それから、要望に対しまして、現地で物理的にそこに設置ができないというもの。また、そこに設置をすることによって別の支障が生じるというようなものがございます。主な理由としては以上でございます。

回答につきましては、要望があったものに対しまして、一つ一つ丁寧に回答を心がけているところでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

今後、町からの配布物は全戸配布されるように進められています。そうなれば、町民全体に町からの連絡がきめ細かく発信でき、大変よいことだと思います。しかし、一方で自治会加入者に対するメリットがさらに薄れていくというのも現実であり、そうした中で、自治会要望は自治会の会員、自治会の加入者が年1回、自分の生活の中で感じている要望を発信できる、言わば自治会加入者の特権とも言える大切な機会であり、自治会員が自治会に要望を出し、また、その声を自治会の役員がしっかり現状を確認した上で必要だと判断して町に要望している、多くの自治会はこのような形だと思います。

今の答弁では、要望を出した自治会員にも自治会の役員にも納得ができない。言い方を変えれば、自治会が何でもかんでも出してきているので、町が選別している

のだよというようなことにも聞こえる、そういう感じがしました。なぜ、もっと自治会要望に応えられないのか、町長のお考えを伺いたと思います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今、来年度の自治会要望に対しての実施率、予定が大体4割ぐらいで、様々ありますけれども、その4割も、さらに半分は実施しないとか、できないとかという答えに今はなっているということで御報告させていただきましたけれども、この数字だけを見て自治会要望に対して期待に応えられていないという見方も、もちろんありますけれども、私も自治会要望の在り方について、もう一度、自治会長さんたちときちんと議論する必要があるのかなとすごく感じております。

今、自治会要望の中、様々、課長から話がありましたけれども、様々な御意見があります。我々は、基本的に来年度の予算に反映できる自治会要望をという形でスタートは来たのですけれども、最近、近年を見ていると、自治会によって大分違うのですけれども、自治会員から上がってきた要望を、そのまま自治会長さんが町に上げてくる地域もありますし、また、地域によっては、自治会から上がった要望に対して、自治会の役員の中で現場を見て、これは自治会の地域として町に上げる要望ではないなとか、そういう判断をして上げていただいているものがあるのです。

自治会要望の中で個人的な、例えば私道、町道ではない部分に対して舗装してくださいとか、様々な要望が上がってきている中身がありますので、そういう意味で、これから上げていただく中身については、もう少し、選別という言い方は変なのですけれども、自治会のいろいろな御意見を聞くというのはすごく大事なことでありますけれども、基本的には来年度予算にどう反映できるかということで、そういう上げ方の在り方については、自治会長さんと議論しながら自治会要望について考えていく必要があるのかなと思いますので。

この数字だけを見て、確かに今は4割しか自治会から上がった中で実施できていない、おかしいという御意見もありますけれども、そうではない部分も中に含まれておりますので、その辺はきちんと精査しながら、できるだけ現場を見て、皆さんに納得いただけるような、できないならできないなりの理由をきちんと答えを出して説得をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

今の答弁で、もう、とにかくできないものはできない、しっかり説明していただけるということですけれども、途中の中の答弁の中で、自治会が何でもかんでも、いわゆる会員から出た声を、そのまま出しているというようなお話もありましたけ

ど、私が知っている限りでは、基本的には自治会長さんが、あるいは自治会の役員が全部現地を見て、必要なものを判断するという認識でいました。

確かに、自治会長さんとか自治会の役員さんは、これが例えば町でできるものなのかどうなのかということまでは、全部が全部分かっているかどうかというのはあると思うので、中にはそうではないものを出すこともあるかもしれませんが、私は、多くの自治会はきちんと役員が選別して精査して町に要望していると思っていますし、もし、そうになっていないとすれば、展開時点できちんとそれを知らしめる、理解してもらうことが必要ではないかと思うのですけれども、町長、いかがですか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今、山本議員の言われたとおりだと思います。全部が全部というわけにもなかなかいかずに、その自治会長さん、なった自治会長さん次第でちょっと変わる部分が毎年ある部分も我々としては実感をしているので、自治会長会議の中で要望の出し方というものはきちんと、また議論して理解していただいて。

特に、横断歩道とか警察関係、また松田土木の県道も含めて、町民の皆さんはやはり町に言えばできると思って上げてくると思うのですけれども、答えとして、できるだけ分かりやすくするために、こういう要望が出て、これは警察のほうにちゃんとお願いしましたけれども、こういう答えが返ってきましたという、理解していただけるような回答にはしているつもりでありますので。そういうところも自治会長さんには、できるだけ事前に理解していただけるような議論は、きちんと説明はしておきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

今、たまたま横断歩道の例を出されましたけれども、横断歩道は確かに町で勝手にできるものではないかもしれませんが、ただ、横断歩道というのは、もう本当に交通安全、地域にとって子供の安全・安心を守るためにも本当に重要な横断歩道だと思います。そういう面では、警察の範疇だからということではなくて、町がしっかり警察に言ってもらって、いつできるのか、どうするのかというのまできちんと地域には回答してあげてほしいなと思いますので、ぜひ、その辺は。

前、私、県道のことで町にお願いしたことがありますけれども、そのときに担当の方がすぐに県の土木に言っていただいて実現したことがあります。そういった意味では、県だって危ないと思ったらちゃんとやってくれると思うので、ぜひ、その辺は速やかに対応していただけるようお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

対応できない件数の中で、継続的に要望が出されているというのも何件かあるように聞いていますけれども、この辺の継続的に出ているというのが何件ぐらいで、この実施率、あるいは実施できない、この辺の割合はどうなのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

協働推進担当課長。

○協働推進担当課長（遠藤直紀）

要望の件数の関係になりますので、私からお答えをいたします。

要望の際に「再要望」と、また同じ意味で「継続的に要望します」と書かれていたもの、この案件は27件でございました。全体の中の約15%ほどでございます。それに対する実施の予定でございますが、基本的には一つ一つ、それぞれに対応してございますが、対応を、継続であったものに対しまして、27件のうち令和3年度中に対応したものが1件、それから令和4年度に対応予定のものということでは7件でございます。予定ですが、その件数となっております。

以上でございます。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

27件のうち8件が実施するということですがけれども、継続して要望するということは、その自治会にとって重要な案件だと思って出しているのではないかと思いますし、もしくは、これはもうできないよというのが、前年度に町からの説明がしっかり行き届いていなくて自治会側が納得していないか、どちらかだと思うのですが、町長答弁の中では御理解いただける理由や今後の対応を含め丁寧な回答を心がけているとおっしゃっていました。だけど、こういう状況、継続して出てくるものが27件あって、しかも、やれるものが8件というのは、どうも自治会の要望にそぐわないような感じがしてしょうがないのですけれども、この辺、町長の御意見はいかがですか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

継続案件は、どちらかという中期、長期とか、長いスパンの中の道路改良なんかも結構あります。先ほども言いましたように、翌年度の予算にまず反映できるものを自治会要望として基本的には上げてもらうようにしているのですけれども、そういった中で、翌年はできないけれども中・長期の中の計画の中でやっていきますというの結構あります。そういうのは、地域から見ると、できるだけ、確かに、中期といっても、できるだけ早くやっていただきたいというものがある場合には、それは継続的に出してこられるというものがあります。我々もそうだけれども、様々な県に対して要望をしたときに、とにかく実現できるまで諦めずに要望を出すということもありますので、そういうものもこの中には含まれていると感じており

ます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

確かに、今、言われるとおりの内容もあると思います。そういう面で、中期になるのか、長期になるのか分かりませんが、例えば、道路を造ってくれとかと、道幅を広げてくれとかということは、そういうことにもなると思いますので、ぜひ、それはめどを示しながら、きちんと対応するよという姿勢を自治会にしっかり示していただく、これが大事だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

地域で、できるだけ快適に暮らしていきたいという思いは、道路や河川などのインフラ整備はもちろんです。地域の中に著しく景観が悪いところがあれば、それも快適な暮らしの阻害要因だと思います。もし、誰が見ても著しく景観が悪いという状況が地域の中にあれば、自治会も黙っているわけにはいかないと思います。幾ら個人の所有であっても、醜い景観が何年にもわたって改善されないのであれば町としてもしっかり改善の対策をすべきであり、状況に応じて、あるいは必要に応じて改善促進のための条例などもつくって改善すべきだという意見もありましたけれども、町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

今、山本議員は具体的に言われなかったのですけれども、私、すぐ、今、聞いて思い描いたのは空き家対策のことかなと勝手には思ったのですけれども。様々、空き家のために、防犯上、火災とか、そういうことも含めて、そのまま、どちらかというところと放りっ放しのところがあるというのは認識をしております。そういうのがどのくらいあるかというのも、町としても、できるだけ自治会の中の御意見を聞きながら、こういうところにこういう空き家がありますよという情報収集は毎年しております。

そういう中で、やはりなかなか個人の所有物ですので、できる部分、できない部分、あるのですけれども、できるだけ、所有者に対しては手紙、電話等で草刈りをやってくださいとか、そういう対応は、私たちとしては、できることはきちんとやっているつもりではありますけれども、まだまだ地域から見ればその辺が不十分だと言われる部分については、きちんと、もう少し頑張れる部分は頑張っていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

具体的に申し上げますと、空き家もありますけれども、今、私が伺っている話では、もう本当に荒地で草が人の背を超えるほど出てしまっていたり、あるいは、これは開成町だけではなくて全国的な問題になっていますけれども、ごみ屋敷と言われるような、そういうところもあると。それは、もう地域にとって本当に見苦しいなということだと思いますので、今、町長が言われたように、そういうところにも積極的に町としてもぜひ改善を進めていただきたいと思います。

なかなか、時間が45分なので、ないので、次に行きます。

冒頭の質問の中で、自治会要望の約3割はインフラ整備ということで、具体的な例も伺いました。自治会要望の取りまとめを依頼する際、要望としてインフラ整備を中心に具体例で出されているので、そういうことになるのかもしれませんが、年に1回、自治会から出される要望の中に、自治会の強い思いの籠もった地域住民の要望であれば、要望項目に上げられたインフラ整備以外にも、具体的には老人福祉や子育て支援、図書室の増設、文化施設や子供の遊び場、公園、スポーツ施設、こういった地域の要望も、人口が増え多くの方に移り住んでもらっている町として、住民の要望や価値観も大変多様化してきていると思います。そうした要望についても自治会からの要望としてしっかり検討し、真摯に対応すべきだと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

基本的には、地域の皆さんの要望というのは様々あると思います。我々が想定している、翌年度の予算についてということで先ほどお話ししましたがけれども、そういうのは、どちらかというとな身近な道路とか川とか、ごみ関係、防犯関係が多いのですけれども、それ以外にも様々な提案も含めていただいています。町の施策に対して。これは自治会要望とは違うなと思いつつもありますけれども、町民の皆さんがそのような考えを持っているのだなというのは、こういう中から要望事項として読み取ることができますので、そういうことに対してもきちんと答えを出していきたいなと思いますし、また、そういうことを聞く機会も改めてつくっていく必要があるのかなと。

まちづくり集会の中で、例年、大きな課題について、今で言えば防災の富士山、火山というところがありますので、そういうことをやっていますけれども、それ以外の地域要望というのは、その年年によっては地域を回って御意見を聞く機会というものも改めてつくっていく必要があるのかなとは感じております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

今、町長がおっしゃった中にまちづくり集会という話が出ましたけれども、確か

に、まちづくり集会はいろいろな声を聞く場だと思いますけど、ここ数年、残念なことにコロナで開催ができていません。そういう面では、やはり自治会要望みたいな書面で、自治会あるいは自治会員の要望、声が町に届く手段だと思いますので、今、町長が言われたような、そういう気持ちで、ぜひ、しっかり受け止めてもらって。もちろん、すぐにできるものとできないものがあると思いますけれども、しっかり、どうしていくかという町の方向性を分かりやすく対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

地域からの指摘により対応することがあるということが答弁の中であって、緊急性の高いものは随時対応しているということでした。お願いした事項に対して、街づくり推進の部署をはじめ関係の部署で自分たちが自ら対応して改善してもらったという、そういう評価や感謝の声を複数の自治会長さん、あるいは自治会の役員から聞きました。事実、私もその点に関しては、私の地域の河川の問題や道路の危険箇所など、県との調整も含めて職員の方々に素早く行動していただいて大変助かり、地域からも喜ばれたということを実感したところです。

こうした対応というのは町民サービスの中でも住民の身近な問題として大変重要な内容であり、コロナ禍が長引いている関係でクリーンデーもなかなか思うように開催できない、そういうことで修繕や改善要望もこれから増えてくると思いますけれども、職員の方には御苦勞をかけますが、必要と緊急性を考慮して、ぜひ、これからは積極的に対応をお願いしたいと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

職員のことを褒めていただき、ありがとうございます。できるだけ、御意見をいただいたときに、まず現場を見る、直接会って話を聞くというのがすごく大事なことだと思いますので。現場を見た中で、どう対応するか、どういう答えを出していくかというのは、要望者に対してきちんと答えることができると思いますので、そのような姿勢でこれからもきちんとやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

今のお話は今後も対応していただけるということで、今回、3月のクリーンデーも残念ながらできませんでした。そういう面では、これからどんどんそういうところが増えると思います。確かに、何でもかんでもというわけにはいかないと思いますが、今、町長答弁にあったように、現場を見ていただいて。現場は、すぐ見ていただくというのが町民に対しても安心感を与える大事なことだと思います。見て、できるものは、ぜひ今後も積極的にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

今回の質問に当たって、自治会長さんや、あるいは自治会の役員、会長経験者などの方々に御意見を伺いました。各自治会で共通なのが、ごみの問題でした。令和4年度向けの要望にどれだけ入っているか分かりませんが、とにかく話を伺った中では圧倒的にごみに関する課題が多く出されました。

内容として例を挙げますと、ごみ集積所の設置の仕方について、ごみの分別の方法について、ペットボトルの出し方については、具体的にキャップを外し、ラベルを取って出すことになっているけれども守られていない、近隣の自治体からごみを持ち込まれている、ごみ集積所での自治会役員の監視について、粗大ごみの処理について、さらには出してはいけないごみの不法投棄についてなど、多くの問題を伺いました。

それと同時に、ごみの分別の仕方を分かりやすくイラストにして外国の方にも分かるような多国語の表示をしたり、カレンダーに分別の表示をするだけではなくて、町民カレンダーのほかにイラスト入りの分かりやすい分別表を作成して全戸配布したらどうかというような改善に向けた取組の非常に前向きな御意見も伺いました。

ごみ問題につきましては、先日、同僚議員の質問で町からの見解が示されていますが、決して自治会役員の皆さんに満足いただけるような前向きな答弁だったとは私は思えませんでした。ごみの問題は、「日本一きれいな町」というスローガンを掲げている町として、自治会のボランティアに頼るだけではなく、様々なごみの問題を抱え、不満を抱え、御苦労されている自治会長さんをはじめ自治会の役員の方々に少しでも評価していただけるよう、町としてもしっかりと体制を整えて対応すべき重要な問題だと考えますが、町長のお考えを伺います。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

ごみ問題は、大変重要な課題だと思います。まず、ごみ置場の課題がもちろんありますし、ごみをいかに出さない。そういう意味では、開成町は、いろいろな分別も含めて様々、ごみ関係で私は進んでいる町だと思っています。そうすると、そういった中で、今、開成町は人口が伸びているということで、外から多くの人が開成町に移り住んでいただいているわけですがけれども、開成町の先進的な様々な地域性の中で、真面目な開成町民の皆さんはきちんと分別をしていただいています。それは、結構手間のかかることでもあります。そういうのが外から来た人になかなかまだ御理解いただけない、説明を我々がきちんとできていない部分があるのかなとすごく感じております。

そういうものも含めて、やはり地域の自治会に入っていて、そういうことの大切さを地域の中で外から新しく来た皆さんに知っていただくというのはすごく大事なことだと思うので、そういう意味では、自治会活動というのはすごく重要な課題だと思っています。ごみ一つ取ってもそうなのですからけれども、そういうものを含めて、様々。

あとは、ごみの出し方というのは、今も言ったように町民の皆さんの意識の啓発というのは、これからも継続的にやっていく必要がありますし、そういう点がまだ不十分だからきちんとごみが出されないわけでありますので。そういう意味も含めて、自治会の皆さんが、ごみ置場を含めて、きれいにしていただいているというものをこれからもやっていただけるような啓発事業をきちんとこれからもやっていきたいなと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

先日、同僚議員の質問の中で、開成町のごみは非常に少ない、皆さんのごみに対する意識が高いということもよく分かりましたし、今、町長の答弁にあるように、自治会役員さん、あるいは地域の方々の、これはもう本当にボランティアの気持ち、地域をきれいにしようという気持ちで皆さんが協力してくれるからこそ、できていることだと思います。ただ、そうやって地域がやってくれるからということでもいいのかといたら、決してそうではないし、もっともっと、やはり自治会長さんがこれは生の声として望んでいるのは、もっと町にも積極的に絡み込んできてもらって、いろいろなことをやってほしいという、そういう思いの声がたくさん聞かれました。今回。そういう意味で言っているわけなので、ぜひ。

ボランティアはボランティアで、地域の方は本当に一生懸命、住民の方は、少しでもごみを減らそう、集積所をきれいにしよう、地域をきれいにしようという思いでやってくれていますし、これからもそれは当然、続くと思います。それを、さらに町がもっと、実際に、これはもう体制も含めて、体制をつくらなくてはできないと思いますけど、体制も含めてきっちりサポートし、あるいは率先して町が牽引していくことで、さらにきれいな町になる、日本一きれいな町も夢ではないと思いますので、ぜひ、そういった面をお願いしたいと思います。いかがですか、町長。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

様々な地域の皆さんから御意見や要望をいただいています。各地域の中で、いいアイデアでうまくきれいになっているというのは、例えばみなみ地区の中では、ごみ置場の周りに花を置いたりして捨てにくいような環境をつくったらポイ捨てが減ったという、そういう事例もいただいていますので、できるだけ、そういういいほうのポジティブなものの中で、いい事例はほかの地域にも広げていくなり、そういうふうな意見交換も含めて、町も積極的に皆さんと知恵を出し合いながらきれいな環境をつくっていくという方向で動いていきたいと思っています。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

最後になりますけれども、やはり令和4年度の本題の自治会要望に対する回答率というか対応率、これは改めて認識いただきたいと思いますが、決して高い状況ではない。これは、さっきも言いましたように2つの理由があって、1つは何でもかんでも出してくる部分もあるのかもしれませんが。ただ、もう1つは、とにかく町民として、あるいは自治会として、ぜひやってほしいという思いの籠もった要望も当然あると思います。そういう面では、ぜひ、この回答率が高くなるように。

高くなるというのは、こういうものは出さないでくださいという、そういう抑制も含めて。何でもかんでもが出てこなくて本当に必要なものが出てくれば、おのずから採用率は高くなると思いますし。そういう理解を求める活動を含めて、ぜひ、町民からの要望、自治会からの要望については、回答率が少なくとも7割、8割ぐらいに行くような、そういう形でこれから考えていただければと思いますので、ぜひ、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

よろしいでしょうか。町長、どうですか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

議員の言われるとおりでと思ひます。できるだけ、それは町の様々なバランスを取りながら。地域要望ですので、50世帯のところから1,000世帯のところまで様々ありますので、そういうバランスもいろいろ取りながらやっていくということも大事だと思ひますので、できるだけ実現率を高い方向で持っていけるように努力はしていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

8番、山本議員。

○8番（山本研一）

8番、山本です。

時間がそろそろのようなので、安全・安心で快適に暮らすための環境整備は、町民の日常生活にとって大変関心の高い内容であり、移り住んでよかった、住み続けてよかった、いつまでも住み続けたいと思ひまちづくりにとって欠かすことのできない重要な町民サービスだと思ひます。そのためには、住民の声を反映する自治会要望については、しっかり対応していただくことが大変重要なまちづくりの方策の一つだと思ひておひます。今回の質疑応答で出た内容については、折に触れ現場を見ながら、また自治会長さんのお話も伺いながらフォローしていきたいと思ひますので、今後ともぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で私の質問を終わります。

○議長（吉田敏郎）

これで山本研一議員の一般質問を終了といたします。
暫時休憩といたします。再開を10時といたします。

午前9時42分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午前10時00分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

質問、答弁は簡潔にお願いをいたします。

6番、星野洋一議員、どうぞ。

○6番（星野洋一）

皆様、こんにちは。6番議員、星野洋一です。

それでは、通告に従いまして1項目の質問をいたします。安全・安心のための防犯カメラの設置についてお伺いいたします。

第五次開成町総合計画の後期基本計画の「安全で安心して暮らせるまち」の中では、防犯・交通安全体制の充実をうたっております。平成17年度、開成町学校・地域安全推進委員会を立ち上げ、警察、地域団体、学校、行政が連携して幼児、児童・生徒の防犯・交通安全対策をし、地域における防犯活動を積極的に進める必要があるとしております。

開成駅が急行停車駅となり、人の流れも増加し、県道和田河原開成大井線、国道255号線接続による車の通行量増加も懸念されております。地域防犯力の向上として主な犯罪の抑止効果を高めるため、防犯カメラの必要性を感じております。よって、次の事項を質問いたします。1、現状の防犯カメラ設置状況は。2、通学路への防犯カメラの設置の検討を。3、今後の防犯カメラ増設計画は。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

星野議員の御質問にお答えをいたします。

それでは、1つ目の現状の防犯カメラ設置状況について。

現在、町内では13基設置をしており、設置場所は、街頭犯罪に対する抑止効果を高めることを目的に、不特定多数の人が集まる開成駅前や公園を中心に防犯カメラを設置しております。また、幼稚園や小・中学校にも不審者侵入の監視等を目的に設置をしております。

次に、2つ目の通学路への防犯カメラの設置の検討につきましては、防犯カメラは不特定多数の方を撮影することになり、プライバシーの保護に配慮が必要なため、開成町防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱を平成30年に制定し、特定の個人、土地・建物等を監視することのないよう、撮影区域を必要な範囲に限定する

よう十分配慮することとなっております。したがって、数多くある通学路を対象とした防犯カメラの設置は検討しておりませんが、通学路上の同じ場所で不審者情報等が多発した場合には設置を検討したいと考えております。

3つ目の今後の防犯カメラ増設計画につきましては、防犯カメラの設置は、町民の方が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すため、犯罪の抑止に大きく貢献されることから、平成27年度から設置を進めてきたところであります。現時点で新たに設置を予定している箇所はありませんが、町内における犯罪の発生場所等をはじめ不審者情報などを勘案し、松田警察署や関係機関と連携を図りながら、防犯カメラの設置が必要な箇所があれば設置を進めていきます。

町では、かいせい防犯まちづくり推進協議会を中心に防犯対策に取り組んでおります。安全で安心して暮らせるまちづくりのためには、町民一人一人の防犯意識を向上させていくことが重要であり、町民総ぐるみで防犯運動を展開することにより犯罪のないまちづくりを実現できると考えております。引き続き防犯に係る啓発活動を積極的に実施し、地域の自主的な防犯活動への支援を行いながら、町、警察、地域が一体となった防犯体制の確立に努めてまいります。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野洋一です。

一定の答弁をいただきましたので、それでは再質問をさせていただきたいと思っております。

現状の防犯カメラ設置の状況は、ということで防犯カメラの設置状況については、現在、町内で13基を設置しているというお答えでございましたが、私、平成29年3月に、やはり同じような安全という面で防犯カメラの質問をしております。そこでも回答は実は13個で、5年、6年ですか、もう、たっても一向に増えていないのですが、これ、基本的に増えていない理由というか、なぜもっともって増やしていかないのだろうと、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、ただいまの質問にお答えしたいと思います。

今、6年間13基のままということで、増えていないということだったのですけれども、もちろん犯罪抑止の観点から、町長答弁にもありましたとおり、平成27年度から設置を進めて現在13基ということです。その間、これまで全く何もなかったというわけではございません。もちろん不審者情報等もありましたけれども、設置に至るまで、例えば、実際に犯罪が起きたとか、その箇所で多数発生したとか、そういった設置に至るまでの大きな犯罪、不審者情報等がなかったということ

でございます。少なくとも、私も防災安全課に来まして2年たちますけれども、この2年の間は設置に至るまでの状況はなかったと認識しているところでございます。以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

今のお話だと、犯罪、そんなに大きなものはない。あと、不審者情報がそれほどでもなかったというお答えでもありましたが、第五次総合計画後期基本計画の中でも、安全で安心して暮らせるまち、犯罪の抑止効果を高めるため、プライバシーを保護しつつ防犯カメラの設置を進めるとなっております。優先度は2つであります。それが、27年から始めて最初の2年間だけは13基をつけたが、それ以降は、今、言ったような理由で、つけておりませんよというお話だとは思いますが。

実際、私たち、教育民生委員で前に通学路の安全ということで調べております。実は、警察署からの発表だと、開成町は年に一つぐらいの風俗犯、要するにわいせつ犯罪ですね、大体1件程度と警察のほうから発表されていますが、教育民生常任委員会で前に調べたときに、実際は警察ほど、1件どころではなくて、前にもこれはお話ししたと思うのですが、開成町の中でも声かけ、追いかけて、そして、あと腕をつかまれたり、あと連れ去り未遂ですか、そういうのも結構あるのですよね。痴漢として手首をつかまれる、体を触られるみたいな細かいやつが結構、この情報だと28年、29年度のお話なのですけれども、ここでも十何件、小さなやつで、大きなものが表に出ていないのかも分かりませんが、それなりにあるわけです。

これが急に私はなくなるとは思っていないで、多分、それほど出ていないよと、情報が出ていないよというお話が今ありましたが、実際はもっともっとあるのではないかと私は思っているのですが、町として本当にそんなに少ない情報しか入っていませんか。その辺を、もう一回確認したいと思います。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

令和3年中の子どもですとか女性に対する前兆事案、実際には至ってはいないのですけれども、今、言ったような前兆事案の発生状況としては11件ございました、1年間で。そのうち児童・生徒に関わる案件については、特には下校中ということなのですけれども、9件ございました。

そういった中で、うちの防災安全課のほうもパトロール等は回っているのですけれども、こういった不審者情報、また、防犯ではないのですけれども事故情報なんかを受信した際には、教育委員会でも下校中を中心に一定期間、パトロール等を実施してもらっている状況でございます。

それと、もう1点。先ほど総合計画の優先度が2といった話がありましたけれど

も、総合計画で言えば、防犯カメラの設置より優先度の高い地域との協働による町民総ぐるみの防犯活動を推進していききたいといったことで、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、町民総ぐるみで、まずは防犯力の向上を目指していききたい。そういった中で、必要な箇所があれば、もちろん防犯カメラも抑止効果の一つとしてはありますので、両面併用するような形で進めていききたい、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

町民と一緒に防犯しましょうと、それは先ほどの答弁の中でも確かにいただいておりますが、実際、町民と一緒にやっていかななくてはいけないのは当然なのです。ただ、全部が全部、ずっと町民の方だっで見張っているわけにいかない。そういうときに有効なのが防犯カメラであって、そういうものを的確につけていくこと自体が防犯を進めていくということではないかと私は感じているのです。それを全部、みんなで見回ってなくしましょうというのはなかなか無理な話で、そういう機械的なものも私は必要かなと考えています。

先ほど、あまり、一番最初の頃、不審者のそんな情報はないという説明をしていただいたのですが、2回目の今のお話では、児童・生徒の声かけみたいな、そういうのが9件、実際には起こっているのですね、これ。だから、それに対して、あまり起こっていないよというのは、ちょっと、それはあまり適切ではないのではないかと私は気持ちを持っています。

小さな犯罪が積み重なっていくと、結果的には、犯罪者が「やっても平気なのだ」と思われてしまうと、実際に車の中に引きずり込んだり、大きな犯罪につながりかねないと私は思っていて、そういうところで、やはりもっとしっかりとした防犯カメラ等による、それもすごく必要なのではないかと。防犯カメラだけではないというのは当然分かりますけれども、そういうことも含めて、防犯カメラの設置はもっともっと伸ばしていくべきだろうというのが私の主張ではあります。

前回の実は質問の中でも、私、このお話の中では、人が多く集まっているところの抑止効果を高めるために防犯カメラをつけていますよというお話は聞いたし、今のお話でも分かっているのですけれども、前のときにお話ししたときも言ったのですが、子どもたちが例えば部活の帰りに通るような危ないところ、そういうのが見捨てられているのではないかなと思っていて、前回のときも、あじさい公園、あの辺に結構、不審者の方がちょっとたむろしていて危ないのだよと地域の方がおっしゃっていて、子どもたちも部活の帰り、怖い、女の子など特に怖いという話を聞いて、そここのところに防犯カメラをつけてくれないかという、私、お願いをしたのですけれども、最終的なそのときの答弁というのが、開成町のあじさい公園は不特定多数がいらっしゃるところで、しかも公園ということでありまして、その辺りの優

先順位があると思いますので、そういった中、いろいろ検討させていただきまして考えさせていただきたいと。

その辺、検討の余地もあるのではないかみたいなお話はいただいたのですが、実際には、この公園にはつけられていないということですよね。13台から変わっていないわけですから。これは、どのような中で検討がされて、ここはつけなくてもいいよ、まあ、そんなに危なくないだろうという検討をされたのか。その辺、情報というか、前の検討をどのようにしたのか、分かりましたら、その辺をお話し願いたいと思いますが。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

今、星野議員が言われたとおり、当時の答弁と同じような形になるのですが、基本的には、多くの町民の方が集まる不特定多数のところという形で、その中でもプライバシーの保護の観点から特定の個人ですとか土地ですとか建物を監視することがないように、撮影区域を必要な範囲に限定するよう十分に配慮することという形の要綱になってございます。

そういった観点でいえば、まずは、例えば、あじさい公園の横の農道のことかなとは思いますが、防犯灯を設置している。防犯カメラに行かないまでも、下校途中に、例えば冬の期間の日没が早い時間なんかは下校途中に防犯灯を設置するとか、そういった対応をしながらまずは進めてきたといったことで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

星野議員。質問の前に、私から指名しましたら議席番号と名前を言ってから質問をお願いいたします。

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

星野です。

今、言われたように、多くの方が動くようなところとか、あとプライバシーのあるような建物は外しましょうみたいなお話でしたよね。ただ、前回言った開成あじさい公園のところは、実際、舞台棟、プライバシーがなくなるようなところではないし、それで不審者がいました。

そういうことも考えて「検討させていただきますよ」と、多分、そのときにお答えになったと思うのですが、実際には、そこは大丈夫なのではないかなという判断になったのでしょうかけれども、実際、つかなかったという現実がありまして。私としては、地域の人たち、特に子どもたち、生徒のことを考えれば、そういうちょっとしたところに危ない人が集まってしまうような危険のあるところは、つけた

ほうがいかなという気持ちで考えて質問はしているのですけれども。人の多いところだけでなく、子どもたちが連れ去りとか何かにならないようにするための防犯カメラという考えをもって私はやっていただきたいというのが主張でございます。

実際に、これからどのような形で進んでいくのか、なかなか難しいとは思いますが、私は気持ちとしては端っこの、端っこというのは言い方がいけないですけど、もうちょっと寂しいところもしっかりと見てくださいというのが私の考えであります。

それでは、2つ目の質問に進ませていただきたいと思います。

通学路の防犯カメラの設置の検討を、ということでお願いをしておりますが、これは東京のほうの事例ではありますが、これは東京の教育委員会のお話ですけど、立川小学校の通学路における事例を紹介したいと思いますが、通学路に児童のさらなる安全確保、この「さらなる」を図るため、平成27年から令和2年度までに私立小学校9校の通学路に56台の防犯カメラを設置しましたというようなあれも入っています。

小金井市では、深刻な事件が頻発するような状況ではありませんが、開成町も同じようなということですよ、頻発するような状況ではないけれども、全国的に児童が重大な事件に巻き込まれる例も報道されています。子供たちが安全で安心して学校に通えるようにするためには、通学途上における防犯等の対策が必要であるということとして教育委員会で設置をしております。

事例が少ない、私にとって9件、8件は少ないとは思っていませんが、基本的に、なぜ防犯カメラをつけるのかというと、これは本当にさらなる安全ですね。犯罪を起こる前に抑止して止めたい、そのための防犯カメラですので、その辺のところをもう少し中心に置いて考えてほしいと私は思っていて、墨田区でも同じようなことをやっています。登校時における児童等のより一層の安全を確保するため、区内小学校の通学路に防犯カメラの設置の取組をしていると。平成26年には4校で19台、平成27年度には10校で49台、平成28年に11校で53台を設置していると、こちらではなっております。

確かに、町、市、区、全然大きさが違うので、この台数については、私は、これをいっぱいつけろとは、さすがに主張はいたしません。ただ、先ほど言ったように、さらなる安全確保、子どもたちがいかにして通学路、安全に登校できるか、それを考えるならば、こちらの今の例にしたように、できるだけそういうもので子どもたちを見守ってやるのがいいだろう。それが私の主張であって、それをやらない理由が私にはよく分からないのですけれども、もうちょっとそういうものを使って、ツールを使って、もっと子どもたちを守ってやれないだろうかというのを私は思っているのですが。

このような形で通学路の件を、町では不審者が多発した際には設置を検討したいと先ほどお答えをいただいているのですが、私にしてみれば、不審者の情報が多発した際には、もう手後れであって、本来は、それがならないように防止するのが防

犯カメラの役目なので、その設置をなぜしてくれないのかなというの、進めないのかなというのが疑問のところなのですが、その件に関して、町はこれから、より安全という面を考えてつけようという気はございませんか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

今、事例を出していただきました立川小学校ですとか墨田区、この辺の状況は私も事前の勉強不足で承知はしていませんので、56台とか53台とか相当な数ですので、学校内も含めての数なのかも知っと分からないのですが、防犯カメラというのはやはり費用面でも相当な1台あたり費用がかかります。

そういった部分では、星野議員も御存じだと思いますけれども、学校地域安全推進委員会で毎年1回、警察ですとか小学校、また県西土木、また防災安全課、教育委員会等と合同点検を実施しております。御存じだと思います。通学路の安全・安心といった部分で毎年実施しておりますので、そういった中で、また点検をしながら関係機関と調整をして、本当に必要な箇所があれば、もちろん設置は進めていきたい。繰り返しになりますけれども、設置をしないわけではありません。必要な箇所には必ずつけていきたいと考えておりますので、そういった関係機関との協議、連携で調整していければと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

本当に必要が、それがどのような感じで必要となるのか。今までだと、不審者情報が出てもつかない。では、本当に必要というのは、どうなったときに本当に必要なのかと私は疑問に思うのですけれども。本当に犯罪が起こってしまったら、もうその状態ではなくなりますので、その前に止めるべきものでありたいと私は思っています、その辺のところをもうちょっと町としても考えていただいて、進めてくださったらうれしいかなと私は考えております。

本当に、不審者情報が多発した際などというのは、もうもってのほかの状態です、それはもう手後れの状態でしょうと。不審者情報も、今までの基に考えると、それなりの不審者が出ているのですよね。先ほど、今年度も9件、その他、ありましたよね。前のときも十何件、30年度当時でも出ていました。そういうのを考えてやれば、増やしてもおかしくないのではないかなと。

先ほど答弁の中で五十何台とか何台とおっしゃいましたが、この町と同じようにつけてくださいとは言いませんと、私、さっき言ったのですが、さすがにそこまでは私も考えていません。町に合った台数をつけるべきであって、予算とか、そ

れを考えれば。先ほど1台、相当なお金がしますよと。当然、私も分かっております。それを考えて、いきなり何台もつけろというのは、私は主張いたしません。

この後に今後の防犯カメラの増設計画は、と中にありますけれども、私にしてみれば、例えば令和5年度、来年度は、では2台つけましょう。その次には2台つけましょうと。長い間でやって、それで大きな全般的につくような長い計画でも別に構わないと思っているのです。一遍にやるのは、それは予算がいっぱいかかるから、そんなことはできないのが当然で、そうではなくて長い目で見て子どもたちを守っていこうという、そういう考え方で持っていかないと、多分、町としての計画も成り立たないでしょうし、そもそもがこれ、維持管理できる最大の目標値を町が持っているのかというのを私は知りたいのですけど、これは何台ぐらいを考えていらっしゃるのですか。目標があれば、教えてほしいのですけど。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えします。

犯罪がいつ起きるか分からない、何件ぐらいあるか分からないというような未来のことはなかなか言えませんので、増設計画として何台を目標にするという計画はございません。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

なかなか目標値は確かに決められないと私も思っていますけれども、さっき言ったように年に何台かという形の目標でもって、それで増やしていく。小学校が2校ありますから、その前の通学路に幾つずつみたいな感じで、それは目標をつくってやっていかないと、なかなかそれが進んでいかない。やはり「いいや、いいや」、「いいや、いいや」はちょっと失礼な言い方ですけど、それで考えて、今回、このくらいの不審者なら、つけなくても大丈夫だろうみたいなことをずっとやっていくと、いつまでたっても、さらなる安全みたいなところは幾らたってもならなくて。その辺のところを考えれば、もっとやはり計画的な形でこれから進めていかなければならないのではないかなというのは私は思っています。

現状13台、これに対して、実は維持管理とか。例えば1台につき、年間でどのくらいの点検みたいなのをしているのか。1台につき維持費はどのくらいかかるのかと、こういうのは分かりますか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それでは、お答えしたいと思います。

実は、今年度から委託等の点検費用は見えていません。それまでは年間30万近く、やはり点検等も含めて維持管理費用がかかっていたのですが、その辺も高額なので、それぞれ管理している所管課のほうで年1回以上、実際、防犯カメラのところに行って動作確認等をしている状況ですので、現在、年間の維持管理はかかっていないという状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

6番、星野です。

今まで30万かかっていたのが、今は各自で点検しているからお金はかかっていない。要するに、現時点では維持費はゼロということですよ。そんなに1台に対するお金はかかっていない。点検も年1回。これを考えれば、台数を一遍に増やさなければ、維持費等を考えても、それなりの数がいっても問題はないのではないのだろうか、私は今の答弁で考えますけどね。

そういうことを考えながら、現状の13台ではなく、各小学校に通学路、先ほど言ったように、それに年間何台ずつという形で私は進めていってもらいたいと思っております。なかなか「はい」というわけにはいかないのしょうけれども、実際は、そのような形でこれからやっていったらいいのではないかと思うのですが、こういった管理方法に持っていくことはできませんか。その辺をお伺いします。管理というか、増やすあれは。

○議長（吉田敏郎）

星野議員、質問としては、13台。

○6番（星野洋一）

計画的に増やすことができないのかと、そういう。

○議長（吉田敏郎）

先ほどの答弁では、ちょっと。では、はっきり、こういうことはどうだというので質問していただければと思うのですが、

星野議員、どうぞ。

○6番（星野洋一）

年間、2、3台ずつぐらい計画的に置くことはできませんかということをお尋ねします。

○議長（吉田敏郎）

副町長。

○副町長（加藤一男）

先ほどから質問を聞いていますけれども、つけないとは町長答弁でも言っておりません。不審者情報等が多発した場所、そういった場所には今後検討するというこ

とを言っています。

それから、学校の通学路ですけど、通学路は学校からちょっと離れてしまうと1本ではないですね。そこに付けることによって、その付近の方々がどう思うか、その辺も検討しないとまずいと思うのです。先ほど件数が、不審者情報がこれだけあるというお話をされましたけど、不審者と思われるものも入るのです、その数に。その人たちが当然、直接、何かをやって加害者になったときには、これは経過を見て、その場所にはつけたいというふうになってくると思いますが、そういったことを加味しながら今後やっていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（吉田敏郎）

6番、星野議員。

○6番（星野洋一）

不審者と思われるということで、決定づけられていないからとなるのでしょうかけれども、結果的にはそのようになるかもしれませんが、今まででも不審者が追いかけてきたりとか、そういう現実も多々見られる状態ですので、私としては、できるだけ安定的な安全を見るために、安定的というか、さらなる安全を見るために、ぜひやっていただきたいというのが私の考えでございます。

大分時間も過ぎてまいりましたので、これ、なかなか計画的に、今みたいに、いや、不審者に対するものがどのくらいになるから分からないよというお答えだとは思いますが、これから、長い目で見てもいいのですが、ぜひ町にはその辺のところを分かっていただいて、もっと安全。ほかのところでも、先ほど言ったようにいろいろなところでこういうふうに防犯カメラを増やしている事例もあるので、そういうところを見て、どのようなところにつけているか。

私にしてみれば、結構、南小学校の前の道路などは、これから交通量が増えるでしょうと思っています。なので、あそこのガソリンスタンドのところ、駅前南のところなども、右の矢印の信号がつかいましたが、やはり信号を無視して来る車が結構います。私、朝、いつも見ているので。そういうのを考えると、そういう子どもたちの安全を見るのだったら、そういうところから始めるでもいいですし、道路と道路が合わさるところは危険なところだよ、そういうものがいっぱいあると思うので、そういうところの通学路をまず最初に考えながら町でも検討していただけたら本当はうれしいなと私は思っております。

なかなか今みたいに答弁としては難しいということになるのでしょうかけれども、私は、防犯カメラを設置することは本当に不審者に対する犯罪の抑止効果だと考えております。この町は犯罪は本当にしっかりと、もう見張っているんだぞと思わせるためには、防犯カメラとか、そういうものを町の者たちと協力、なおかつ防犯カメラでみんな見ているよという発信、これが抑止力となって、そういう犯罪を少なくしていくものだとは私は考えています。

もう本当に開成町が安心して安全な町になるように、子どもたちが安全で通学していけるように、ぜひ、防犯カメラの特性を最大限に生かして、そういうものをつけ

ていただき、安全な開成町になるようにしてほしいというお願いをして私の質問は終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

これで星野洋一議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を10時55分とします。10時50分とします。失礼しました。10時50分とします。

午前10時36分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午前10時50分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

質問答弁は簡潔にお願いをいたします。

7番、井上三史議員、どうぞ。

○7番（井上三史）

7番議員、井上三史です。通告に従いまして、2つの項目について質問いたします。登壇においては、1つ目の項目、環境美化活動に対する支援について、お伺いいたします。

公園は河川・水路に雑草が繁茂し、手が入っていない状況があった。しかし、この1年の間、雑草がなくなり、きれいになってきた公園があります。また、雑草が繁茂していて、ごみはつかえて、水の流れが悪かったところが、きれいになってきた河川・水路があります。

地域の人のお話だと、黙々と草むしりをしている人がいるとのこと。河川・水路・公園で雑草が繁茂したところの写真や情報が、自治会長のところへ寄せられているとのこと。自治会長は人を集め、一緒に草取りをしたところがあるとのこと。

そこで次の項目についてお伺いいたします。

①環境美化活動の実態について。

②環境美化活動に対する支援の考えは。

以上、登壇での質問ですよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

井上三史議員の御質問にお答えいたします。

1つ目の質問、環境美化活動の実態について。

環境美化に関しては、「開成町きれいなまちをつくる条例」で、町民及び事業者等が一体となって地域の環境美化活動に努めることで、清潔で美しいまちづくりの実現を図ることとし、年2回のかいせいクリーンデーを実施してきましたが、令和

2年3月以降、コロナウイルス感染症により、この2年間は中止となり、十分な活動ができていない状況にあります。

このほか、平成24年3月から公園ボランティア制度を開始し、平成29年8月には、道路緑地も活動の対象に広げて、町民と町が一体となって協働のまちづくりを推進し、環境美化活動を通じて、地域への愛着心の高揚に取り組んでおります。このボランティアについて、令和4年2月末現在、公園に関しては、20団体個人道路緑地に関しては、10団体個人の多くの方々に登録をいただき、身近な公園等において、ごみの収集、樹木、花壇の維持管理、除草、草刈りなどを行っていただいております。登録いただいたボランティアのほかに、自主的に環境美化活動をされている方も大勢いらっしゃると思われませんが、町のほうでは把握はできておりません。

自主的に環境美化活動をされている方で、公園や道路について、町に意見や要望をいただく場合がありますので、その際には、公園道路のボランティア制度を紹介するとともに、ごみ袋の配布など、可能な限りの支援を行っているところであります。

次に2つ目の環境美化活動に対する支援の考え方、についてお答えをいたします。良好な生活環境を保全・形成するために、町民、自治会、企業など様々な主体と協働することが大事であり、取組を進めているところであります。町では、快適な生活環境の保全及び環境美化思想の向上と対策を図ることを目的に、各自治会から選出いただいた方を委員とする開成町環境美化推進協議会を設置しております。協議会の委員様皆様には、主に環境美化に関するパトロールなどを担っていただき、地域の環境美化活動のリーダー役として活動していただいております。そして、個別の主体的な活動に対する公園や道路のボランティア制度に登録をいただくことにより、個々の活動の状況を確認させていただき、活動に必要なごみ袋等の配布を行っております。登録いただいたボランティアの皆様には、無理のない範囲で活動していただいておりますが、引き続き適切な支援をすることで、継続的な活動を促し、このボランティア活動が大きくなるよう取り組んでまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

7番、井上三史です。それでは一定の答弁をいただきましたので、再質問させていただきます。

まず①の環境美化活動の実態についてですが、令和4年2月末現在、公園に関しては20団体個人、道路緑地に関しては10団体個人の多くの方々の登録があり、身近な公園等において、ごみの収集、樹木、花壇の維持管理、除草、草刈りなどを行っていただいているとのことですが、ボランティア団体個人の活動の実態を、町はどの程度把握されているのでしょうか。特に実施計画や、実施後の報告がどの程度あるのか、まずお伺いさせていただきます。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

公園、道路緑地ボランティア制度における、登録いただいた方の計画であったり報告の御質問でございます。まず計画については、登録いただく際に、活動の場所、活動内容、またそのどの程度ということで月や週での回数、についてお申し込みをいただきますとこういうことで計画というか、活動内容については把握をするというところでございます。この際には、ある程度活動の報告もいただきたいという形で、各団体個人の方にはお願いをしております。その中で一部の方については、定期的に報告をいただいているというところでございますけれども、ただやはり報告をまとめたり、提出されるということについては、御負担になっているというところがあって、全てのところでは難しいということでもとところでございます。その中で、町としては、こちらのほうから、町のほうから、ある程度御連絡を申し上げまして、活動の状況、また何かあればという形で意見交換等もさせていただきながら、各全ての団体、個人の方について、状況については把握をしているというところでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

7番、井上です。あまり負担とならないように配慮されているのだなと、そのように承ります。

では、登録いただいたボランティアのほかに、自主的に環境美化活動されている方も大勢いらっしゃると思われるが、町のほうでは把握はしていないというような御答弁でしたので、私のほうから紹介させていただけたらなと思います。

中家村自治会に山の神堂と呼ばれている場所があります。夏場、スギナを中心に雑草が繁茂していましたが、この二、三年前から、徐々に雑草が減り、今ではすっかりきれいになっております。地域の人に聞いてみますと、黙々と草取りをする方がいられるそうです。さらにその方は、雑草が繁茂している河川にも足を運び、草刈りをしながら泥上げをしてきれいにしているということだそうです。本人に聞いてみますと、今年の夏には、中家村公園の周りに繁茂していたイタドリを刈るだけでなく、根まで掘り起こして退治されたそうです。活動時間は1回、二、三時間ということで、週2回くらい、月8回になるのだそうです。頭の下がる思いでした。この人の話ですと、他にも同様な活動をしている人が二、三人いるのだそうです。

それでは、自主的に活動をされている方から、公園や道路について意見や要望いただく場合があるというような御答弁でしたので、どのような意見や要望があったものなのか。この辺ちょっと確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

道路や公園等でボランティア活動されている方から御意見、御要望をどのような内容かというところでございます。活動をされていて、ごみ袋が必要だというような方もいらっしゃいます。あとは除草した際に集まった草、この処分を、なかなか個人ではしづらいので、町のほうでやってほしいということ、こちらについては、もちろん町のほうでも可能な限り対応しているというところがございますし、またその活動されている中で、県道の部分であったり、そういった、いわゆる町ではないのだけれども、県に言ってくれないかと、いろんな部分で例えば除草だとか、剪定が必要ではないかというようなところが見受けられるというところがあります。

そのほかにも、その公園で活動されていて、トイレが汚いというのですか、そういったことに気がつかれるというところがあって、その辺やったほうがいいよというような情報提供がございます。こういった様々なことについて、御意見をいただくというところがございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

なるほど、やはり細かいところでもいろいろ御要望、御意見はあるようです。

私のほうでも、個人で活動している方に伺った内容を紹介させていただきます。この方が言うには、町のホームページの意見具申コーナーへ、県道脇や街路樹の下の雑草が繁茂していることを書き込んだそうです。そしたらその後、あまり日にちもたたずに、すぐきれいになったのだそうです。これは県の所管課へ、町のほうから伝えていただき、県が作業をされたという確認でよろしいでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

県が管理する区域については、もちろん県が対応していただくというのが、これは基本でございますので、そういった部分について確認のところについては県のほうに連絡をさせていただいて、県がやっております。その中では、町道の部分というのも、脇の部分ありますので、そういった部分については町がやっているというところもございますので、そこはその管理に合わせて、それぞれの中で実施するような形の中で調整をしつつ、行っているというところがございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

町ホームページの意見具申欄に書き込んだ内容は、すぐに対応していただいたことは大変ありがたいことです。また、その方は、冬場、枯葉が落ち葉の掃除をして、1か所に集めた場所を報告しておく、後日、シルバーが回収に来てくれたというふうに言っておりました。このような事例は、町民と協働して、町がきれいになる活動ですので、今後もぜひ継続されることを期待するところでございます。

さて次の②の環境美化活動に対する支援の考えについて、再質問させていただきます。

個人で活動されている方の意見には、もちろん要望もありました。町から配布されるごみ袋は、黄色の業務用のビニール袋や、45リットル家庭用のごみ袋なのですぐにいっぱいになってしまうのだそうです。家庭のごみ袋は厚さが0.02なので、薄くて切れやすいというふうに言っていました。できるならば、90リットルの透明で、厚さ0.04のビニール袋を支援してほしいということですが、この点についてはいかがでございましょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

いわゆる自主的だったり、ボランティア登録されている方々からの御意見というのは、きちんとお聞きした中で対応していく。基本的に御無理がないような形で継続的にやっていただきたいという思いでございまして。その中でやはり90リットルを使ってきちとどンドン作業進めたいのだということであるならば、そのビニール袋についても手配、御用意させていただいて対応させていただくというような対応を取っているところがございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

私もクリーンデーで作業するとき、自治会経由で回ってくるのは、45リットルの袋なのです。結構すぐいっぱいになってしまいますので、できればクリーンデーにおいても、90リットルくらいの大きめの袋というのは、これから検討していただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

今回の質問は、町民と協働してまちをきれいにするという環境美化活動がテーマです。町長答弁に、引き続き適切な支援をすることで継続的な活動を促し、このボランティア活動が大きくなるように取り組んでいく、とありましたがぜひそうあってほしいと考えるところでございます。そのためには、ボランティア登録が増える政策は必要ですが、登録がなくても、個人ボランティアが引き継がれ、次の世代に

つながるしかけ作りとか、今の担当が仮に変わったとしても、引き継ぎをしてほしいという考えです。できるならば、担当マニュアルを作成しておけば、担当が変わっても引き継がれていくのではないかと考えるところでございますので、この辺について、担当課の考えはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

街づくり推進課長。

○街づくり推進課長（高橋清一）

お答えします。

まず日頃から本当に多くの方にボランティア活動いただきまして本当にありがとうございます。お礼を申し上げます。

ボランティアの皆様には、今後も適切な支援というところで、ごみ袋の支給であったり、様々なごみの処分であったり、そういったこと、もちろんさせていただくというところでございます。こちらについては担当ではなくて、例えばその課の全体の中で情報共有を図った中で、そのボランティアの方から継続的な活動になるような形で、担当者だけではなくて、課全体で支えていくとか、そういうような形の中で、きちっと支援を支えていきたいというふうに考えているところでございますので、今後も適切な対応を図っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

町民と協働で、ぜひきれいな町をつくっていくには、今、課長が言われたことも大きなポイントになるかと思えます。今後期待しておりますのでぜひよろしく願いしたいところでございます。

それでは2つ目の項目、保健福祉事務所との連携についてのほうに移らせていただきます。

令和3年12月頃から全国的にオミクロン株の感染が拡大し始め、年が明けてから爆発的に全国に拡大しております。全国各地では、まん延防止等重点措置が発出されております。

小田原保健福祉事務所管内2市8町においても、令和3年12月から令和4年1月にかけて、新型コロナウイルス感染の陽性者が爆発的に増加傾向にあります。

保健所の業務負担は増大し、陽性者への対応が十分に行われているのか心配になるところでございます。今後さらに陽性者の数が増加していった場合、医療機関の切迫状況次第では、自宅療養が増加する。また、陽性者の中に自主療養を選択するケースが予想されますが、保健福祉事務所はこの対応ができないこととなります。町内に自宅療養、自主療養が増加すれば、市中感染が起こる可能性が出てきます。

そこで保健所と各市町村との連携が必要になるのではと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

①保健所と本町の連携の現状と課題は。

②今後、保健所と本町との連携を図る考えは。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

井上三史議員の御質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の感染が拡大しており、重症化リスクが高いとされる高齢者への感染が徐々に広まってきたことで、医療供給体制が逼迫しており、神奈川県においては、1月21日から3月26日まで。まん延防止等重点措置区域に指定されました。さらに依然として病床の使用率が高い水準にあり、対策を継続する必要があるとして、関東の1都6県を含む。18の都道府県で、今月21日まで2週間余り、まん延防止等重点措置を延長することとなりました。

オミクロン株の特徴として、若い方や、基礎疾患のない方においては、重症化する可能性が低いことが分かってきました。それを踏まえ、神奈川県では、限られた医療資源をリスクの高い方へ重点的に提供するため、リスクが低いとされている2歳から39歳以下の方、40歳以上64歳以下で重症化リスク因子がない方、妊娠していない方を対象に医療機関を受診せず、抗原検査キットでのセルフテストを行い、陽性が判明した場合、医療機関の受診や保健所の指示を待たず、自主的に療養に入る。自主療養システムを全国に先駆け、1月28日より運用を開始しております。自主療養システムを選択し、システムに登録した自主療養者の管理は、基本的には神奈川県が対応しているところであり、県から市町村に対しては、住民への周知の依頼がされています。

それでは1つ目の保健所と開成町の連携の現状についてお答えいたします。開成町を含む足柄上地区1市5町を管轄する保健所は、小田原保健福祉事務所足柄上センターであり、神奈川県が設置をしております。保健所は、地域住民の健康を支える広域的、専門的、技術的拠点として位置づけられており、難病や精神保健に関する相談、結核感染症対策、薬事、食品衛生、環境衛生に関する監視、指導など、専門性の高い業務、保健衛生行政における国、県、市町村の役割は、それぞれ関係法令等により位置づけられておりますが、新型コロナウイルス感染症においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法上の中で、それぞれの役割を果たすほか、管轄保健所である足柄上センターとも、必要に応じて連携をしております。具体的に連携内容としては、令和2年度に、足柄上合同庁舎敷地内に、足柄上医師会のPCR検査場を立ち上げた際には、準備から軌道に乗るまでは保健所が主導し、1市5町も協力して運営実施をいたしました。開成町は地元自治会や近隣住民の説明に同行するなど協力を行いました。

また、保健所への市町村保健師の派遣要請があり、町保健師を足柄上センターへ1名応援を派遣いたしました。そのほか、町内の町立学校や高齢者施設や保育所な

どの社会福祉施設等で感染者が発生した場合、施設内での感染拡大を予防するために、町と施設、管内を所管する足柄上センターや県の施設対策担当部署とも、ともに施設への助言や救援などについて協力して対応してきたところであります。

2つ目の今後保健所と開成町の連携を図る考え方についてお答えをいたします。今後も町内あるいは足柄上センターが所管する範囲内での感染拡大等新たな地域課題が発生した場合には、保健所と町が連携を密にして、対策をしていくこととなります。また、開成町への要望があれば、その都度対応を検討してまいります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

それでは、2つ目の項目、保健福祉事務所との連携について再質問させていただきます。

まず①の保健所と本町の連携の現状と課題についてですが、町内の町立学校や社会福祉施設等で感染者が発生した場合、施設内での感染拡大を予防するため、町と施設、管内を所管する小田原保健福祉事務所足柄上センターや県の施設対策担当部署とともに、施設への助言や休園などについて協力して対応してきたとのことですが、社会福祉施設等で感染者が発生した場合ですけれども、施設等への助言、指導は、管内を所管する足柄上センターが中心になって行われているという認識でよろしいのでしょうか。まずここから確認させていただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの御質問にお答えいたします。足柄上センターにつきましては、陽性者が出た施設等でのクラスター発生を拡大させないということで、状況に応じてではございますけれども、施設のほうに介入し、対策というところでの助言をしている状況です。ですので、井上議員のおっしゃるとおりです。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

分かりました。それでは、町立学校の指導、助言も同様に足柄上センターを行っているという確認になるのでしょうか。学校関係のほうはいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

学校教育課長。

○学校教育課長（岩本浩二）

お答えをさせていただきます。

オミクロン株の拡大の中で、保健所の疫学検査そのものが逼迫してきているという状況の中で、今はこれまではおっしゃるとおり、指導、助言を個々のケースに応

じていただくというような形を取っておりましたが、今ある程度学校での活動の様子を、学校のほうと町のほうで情報収集をして、ある程度濃厚接触者の有無等に対する判断をした後に、保健所のほうに相談という形で、それを提示して、それを追認する形で保健所のほうからある程度助言なりをいただく。ある程度学校のほうで対応を判断しているというのが現状でございます。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

やはり学校となると若干、対応が違っているということで、より現実的に学校寄りの中で動けるというようなことも見えてきました。

では個人の感染者への指導、助言はどういうことになるのでしょうか。足柄上センター1本ということになるのでしょうか、この辺、お願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

ただいまの御質問、個人の感染者への助言、指導ということにおいては、足柄上センターのほうで実施しております。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

分かりました。それぞれの対応が見えてきましたので、②の今後、保健所と本町との連携を図る考えは、について再質問に移らせていただきたいと思います。

町内あるいは足柄上センターが所管する範囲内での感染拡大等、新たな地域課題が発生した場合は、連携を密にして対策をしていくことになる。また、本町への具体的要望があれば、その都度対応を検討するという御答弁でしたので、さて、小田原保健福祉事務所発表の本町での陽性者について、陽性判明日をもって、人数を確認してみますと、1月は89人。2月の186人。3月に入り、1日から5日までのわずか5日間で95人の陽性者が出ております。この一、二か月ちょっとで370人に上ります。

また、神奈川県ホームページから新型コロナウイルス感染症対策ポータル、3月5日現在の発表によりますと、神奈川県が1月28日から全国に先駆けて始めた自主療養制度を利用した。本町発行数の累計は5人となっております。合わせると、375人に上ります。本町の人口約2%。統計的には50人に1人の割合になります。

感染力が非常に強く、予想以上に感染が広がっていると判断できます。幸いにほとんど軽症で、自宅での療養になるようですが、この状態をどう受け止めるのか。

私は新たな地域課題が発生していると受け止めることができると考えておりますけれども、担当課の御意見はいかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

最近の感染拡大状況ということで、担当課といたしましても、1月、2月、そして3月に入ったばかりでございますけれども、本当に感染者は増加している状況でございます。

1月には、10代、20代の方が占める割合が多かったのですが、2月に入りまして、10歳未満と10歳代の感染が多くなっております。感染が低年齢化しているという状況が見てとれます。それに必然的に同居いたします御兄弟、あと保護者の方が濃厚接触者として、開成町内の自宅で多くの方が療養をしているということが分かります。というところで、非常に町内の中での家庭で各家庭の中で療養生活をしている方が増えているというところで、町の課題と思っております。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

やはり課長が言われるように、新たな地域課題が発生していると、こういうふう判断した場合ですけれども、となりますと、神奈川県及び小田原保健福祉事務所足柄上センターと連携を密にして、対策を講じていく段階を迎えているのではないかと考えるところでございます。町の具体の動きはあるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

子育て健康課長。

○子育て健康課長（田中美津子）

感染者が低年齢化しているというところにおいて、お子さんが所属する保育、あるいは教育の現場と町担当課、それぞれ子育て健康課、あるいは教育委員会など、情報共有して、集団施設での感染を拡大させないようにクラス休園、あるいはクラスの閉鎖など対応しているところでございます。

保健所には、診断した医師等から個人の情報、陽性者個人の情報しか入りません。その方がどこに所属しているか。どういう状況で感染したかというのは今細かくは追跡いたしませんので、所属等についての情報については保護者からの情報、あるいは保育所、学校とかからの情報を得て、保健所のほうにこちらから積極的に、このクラスかなり出ていますので、いつまで休園しますとの情報を積極的に上げさせていただいて、町内の集団施設のほうでクラスター発生させないように協力している状況でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

町の方からそうなると、センターのほうにいろいろ伝えていくというようなこと

のようでございますけれども、そうなりますと、県と本町との連携を図ることによって、自宅療養者に対する個別支援が可能になるのではないかと。

1つのやり方といたしましては、県と覚書を交わすことにより、個別に食料配布等の支援を行っている自治体が、近隣市町の中であるわけでございますけれども、担当課のほうでは、この近隣市町の状況や情報は、どの程度把握されているのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

生活支援ということでございますので、私のほうから、お答えさせていただきます。

県と市町との覚書の締結に伴います食料配布等の体制、支援の状況でございますが、県西地域につきましては、各自治体が食糧品などの支援の取組を実施しているというようなことで伺っております。そのうちの6つの自治体につきましては、神奈川県と連携して覚書を締結しているような状況であるということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

そうなりますと、近隣市町では、既に6自治体が、神奈川県のほうと覚書を交わして、何らかの動きがもう出ているというふうに動いているわけでございますけれども、近隣市町の中で既に動きが出ているということであるならば、本町としても、動きがあるのではないかなと推測できるところでございます。まるっきり何も考えていないということではないと思うのです、明らかに。もし確定しましたならば、本町の動きが確定しましたならば、町民に早く周知していただき、町民を支えていただくとともに、町民を元気づけていただきたいと思うのです。その辺のところ、今日の答弁ではほとんどその辺のところ触れられていないのですけれども、これは時期が来れば、そのように公開があるものなのか。あるいはまるっきりまだ何も考えていないよという段階であるのか。その辺のところは、支障のない範囲で伺いたいと思うのですけれども、どうでございましょうか。

○議長（吉田敏郎）

町民福祉部参事。

○町民福祉部参事（渡邊雅彦）

開成町におけます新型コロナウイルス感染症の方の陽性者に対する支援というお話でございます。こちらにつきましては、議員お話がありましたように、こちらの内容について、町のほうで内容については準備を進めているような状況でございます。神奈川県とも連携しながら、食糧支援、生活支援等について、準備を進めてまいりまして、しかるべき時期になりましたら、その辺の部分の公開等は考えており

ますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

7番、井上三史議員。

○7番（井上三史）

少し安心いたしました。やはり町も当然考えていたと思うのです。ただ、やはりタイミングとか、公開、発表するタイミング等は、いろいろあるかと、準備もあるかと思っておりますので、その辺は待っているということになりますけれども、町民はやっぱりいろいろ不安に思っていることは、もう間違いないと思うのです。ここまで感染が町内、もしくは場合によっては市中感染が起きているのではないかと思われるような状況でもありますので、早い段階で、町民のほうに知らせていただけたらなど。

議会のほうにも、その段階で報告いただければと思います。

内容が見えてきましたので、少し時間的には早いんですけども、私の一般質問はこれで終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（吉田敏郎）

これで7番、井上三史議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を13時30分とします。

午前11時29分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後1時30分

○議長（吉田敏郎）

引き続き一般質問を行います。

5番、茅沼隆文議員、どうぞ。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼隆文です。

それでは、ブランド戦略の振興・町の魅力発信について質問いたします。

全国的な少子高齢化・人口減少の中で、町の人口増加率が県内第1位であったというのは、町の魅力がある程度浸透してきた結果であると思っております。

しかしながら、街の魅力をアピールするよい機会であった各種イベントがコロナ禍で中止となっている今日、町の魅力、活力を維持、増進させる取組が重要であると考えます。

平成26年3月の定例会で議論いたしました我が町のブランド戦略について、その目的を再認識、再確認し、町の魅力を町内外にアピールするべきであり、町の魅力を掘り起こし、観光資源として、観光振興を図ることが肝要であると考えております。

そのようなことにより、交流人口を増加させる。町内の方々が、町の魅力を再認

識し、自慢できる町になる。結果として定住人口が増える、といった効果が期待できると考えております。

以上の観点から、以下の点について町の考えをお聞きいたします。

町の魅力を発信する4大イベントにおいて、従前とは異なる取組が求められていると思いますが、今後の取組について。それから、開成ブランド創出事業について、その事業効果と今後の継続性について。さらにブランディング推進事業について、街の魅力を掘り起こして、積極的に広報活動を展開し、広域にアピールしていくべきであると思いますが、今後の取組についてお聞きいたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

茅野議員の御質問にお答えいたします。

まず1つ目についてお答えします。ゼロカーボンシティを表明した開成町として、今後、町が実施する各種イベントの基本的な姿勢は、「地球にやさしいイベント」、「人と自然が共生するイベント」、「来場者の啓発意識につながるイベント」、3つを基本方針として環境に配慮した事業に取り入れるとともに、町内外に広く周知をしてまいります。

各種イベント開始に当たり、3つの業務方針に基づく事業を行うとともに、新型コロナウイルス感染者が出ないように、感染防止対策を実施し、安心・安全なイベントを開催することが重要であると考えております。

町のイベントを通して、田園風景等の景観、都心から程よい距離にある田舎の良さ、楽しさ、町民の活気のあるモダンな暮らしをPRし、さらなる交流人口の増加につながればと考えております。

2つ目についてお答えいたします。開成町ブランド認定制度は、平成25年からスタートし、6回の開成町ブランド認定審査会が開催され、24品が認定され、認定品の製造中止等により、現在は17品が開成町ブランドとして認定されております。

ブランド認定品は、ホームページや観光ガイド等への掲載、事業者への宣伝など、常に周知、PRを行うとともに、町のイベントや他団体で行われるイベントにおいて、専用ブースを設置し、ブランド品の周知を行っております。

ブランド認定品である「開成弥一芋」、「開成郷弁」は町内外に知られてきております。

開成町ブランド制度はスタートして8年が経過しております。今後は認定基準の見直しも視野に入れ、引き続きブランド認定制度を充実させ、町のブランド認定品として多くの方に親しまれるように、認定者と協力しながら、イベント等で今後も販売促進に努めてまいります。

次に、最後3つ目になります。ブランディング戦略については、町制施行60周

年を機に、「田舎モダン」をコンセプトに着実に取組を進めています。

しかしながら、長引くコロナ禍により、イベント等が中止になっており、PRする機会が失われているのが実態であります。

ブランディングの成果の一つである、人口については、町制施行以来、増加を続けており、国勢調査における平成17年度調査以降、4回連続で、県内市町村では人口増加率が一番高いという結果になりました。

人口が継続して増加している要因の一つには、子育てをしやすいまちということがあると考えられます。今後も引き続き子育てで支援に力を入れていきます。

また、令和3年度の気候変動アクション環境大臣表彰において大賞を受賞したように、環境配慮の取組については先進的な自治体であり、ゼロカーボンシティを実現するための数々の取組を実施しております。

次に、広報活動として、戦略的な広報と位置づけ、町の取組や魅力を内外に発信をしております。令和3年度も県の広報コンクール町村の部において、優秀賞、組み写真の部では最優秀賞を受賞するなど成果が出ていると感じております。

また、ブランディングは、町単独な取組にとどまらず、足柄ローカルブランディングとして、1市5町で広域的に対応をしております。

今後も、移住定住促進に向け、町の魅力を内外に発信していく必要があり、町制施行70周年に向け、新しい取組も試みていきたいと考えております。

まちの魅力を効果的に発信することで、町外の方に対する認知度をさらに向上させることができると考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

今回の質問は、我が町の魅力をもう一度掘り起こして、それらをアピールすることで、今まで以上に町のイメージを向上させること。そうすることで、町外の方々に対しては、より多くの方に開成町の良さを認識していただき、開成町へ行ってみたい、住んでみたいと思っていただくようにすること。それから町に住んでいる人たちに対しては、町の魅力を再認識していただくことで、我が町に住み続けていただき、そして我が町の良さを自慢できるようにすること。これらの活動によって、我が町をもっと活性化し、全国的な少子高齢化人口減少の中で、いつまでも持続的に発展し続ける町にしていきたいという思いから質問をしているのであります。

4大イベントと開成ブランド創出事業については、昨年の12月及び令和2年3月に同僚議員の一般質問に対する御答弁とほとんど同じ内容であり、さほどの進捗があったようには聞こえませんでした。

4大イベントの一つである瀬戸屋敷ひなまつりは新型コロナ感染症予防のためということで、既に中止されております。答弁にありました町のイベントに関する3つの方針はそれでいいとして、その方針の先にあるべき何のためにという目的を明

確にしておくべきであると思います。

昨年12月に同僚議員が指摘しておりましたとおり、そのことの繰り返しになりますが、今後予定されているイベントについては、1人でも多くの観光客を呼び込むという従来のスタイルとは異なる形態、すなわち町の魅力発信という観点から、どのように取り組んでいくのということを考えているのか、改めてお聞きいたします。また、先ほど申し上げた方針の先にある目的とは、町の活性化定住促進を図り、第五次総合計画で掲げた将来都市像の実現であるとは私は思っているのですが、併せて御確認いただきたい。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

先に全体的な話は、町長のほうからお話しさせていただきます。

茅沼議員言われるように、何のために4大祭りがある、60周年を機にブランド化したというのは、やはり人口を増やす、定住人口を増やすというのが最終的な目的であります。そういった中で町のブランド力はここ5年以上たっておりますけれども、4大イベントをはじめ、多くの外にPRするために、「田舎モダン」という一言で表すキャッチフレーズを作って、それをPRするには「あじさいちゃん」に活躍をしていただいて、対外的なことではPRさせてもらっています。チラシ、ポスターを、この4大イベントに対しては、統一的なものとして、ブランド戦略の中できちんと位置づけをさせていただいて、要はいつ細かい話ではなくて、定期で開成町らしきポスターを見れば、何かやっているのだなと一目で分かるような、そのようなポスターにも変更させていただいて、その中で、ここ2年、コロナ禍の中で大きなイベントが開催できないでいました。

これを機に、コロナ後、どうしたらいいかということの中で、昨年、新しい役場新庁舎の中の関係で、環境大臣大賞を頂いたということも、きっかけの一つであります。私が取り組んできた中で、小水力水力発電もそうです。様々な環境に優しい町にしていきたいという中で、それが1つずつ実現してきた。特に新庁舎は、日本初のという大きな特色を持つことができたということの中で、これはやはり今後の開成町のブランド化の中のプラスアルファとして、やはり環境に優しい先進自治体というのは、上乘せをしていく必要がある。そのために4大イベントの中で、3つのエコイベントとして、新しい方針基本方針3つを掲げさせていただいてやるわけですが、その中身はまた具体的に課長のほうから話があると思いますけれども、そのときに、今まで1人でも多くのお客さんに来ていただけるようにというのはどちらかというとそういうことが多かったと思うのですが、これからはそれよりも、量よりも質。お客様に来ていただいて、満足していただいて、また来ていただいて、それは関係人口、交流人口につながると思う。その中から開成町に住んでみたいという人につなげていくのが定住人口になっていくと思いますので、できるだけ質を高めていくということはすぐに同じイベントをやっても大事になってくるの

かなと。

その中の環境というのはこれも1つのプラスアルファとして大変重要な要素になってくると思いますので、そういうことを意識しながら4大イベントを、開成のブランド化をさらに高めた中で、開成町の定住人口を増やしていきたいというふうに考えております。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

今の町長の御答弁のとおり、量よりも質を求めている。高めていく、なかなかいいことだと思います。今、町長が言われたことをしっかりと具現化して、具体的な各活動に反映していただきたいというふうに思います。何か具体的なアイデアがあるのであれば、この場でお聞きしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

茅沼議員の御質問にお答えします。

まず最初に、年度明けてすぐにあじさいまつりというものが開催されます。こちらにつきましては、量より質というような形の町長の答弁あったとおり、まず一番の目的はあじさいを核にして、町の魅力を広く、町内外にPRするというような目的が当初からありました。近年、そのあじさいについては、かなり花というものの質が落ちてきているというお声も聞いています。本年度にかけては、造園業者等も協力してその花をいかに美しく、再度、当初のあじさいまつりのようなあじさいに戻せるかということ今年度からいろいろ実証して実験をしております。そういう中で、やはりただイベントとかそういうのを見るのではなく、あじさいを見て、開成町きれいな町だな、すごいあじさいきれいな町だなと思っていただけるようなそのような形で、そういうお祭りとしての質を高めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

なるべくいろいろな方がせっかく見えた方々に喜んでいただくのはもちろんですが、それだけではなくて、開成町の魅力をきちんと町の内外にアピールできるような取組をぜひ進めていただきたいと思います。

それから、次に開成ブランドの創出事業についてです。この点についてはいろいろと問題があるように思います。補助金交付要領要綱に規定されている目的は、認定品を広く宣伝、または販売しようとする場合に、経費の一部を助成し、開成町ブランドの認知度を高めていくことを目的とするとなっております。この規定では認

定後の取扱いは事業者任せということになりますが、平成25年度から令和2年までの8年間で約155万円の税金を投入しているわけです。また、さらに3年度、4年度でも予算を計上している。どの程度開成ブランドの認知度を高めることができているのか、さらにそのことがどれだけ町の活性化に貢献できているのか。その効果についてどのように判断しているのか。本事業を継続しているのであれば、もっと効果を上げるための施策を講じていくべきであると思います。

答弁では、今後は認定基準の見直しも視野に入れて、引き続きブランド認定制度を充実させ町のブランド認定品として多くの方に親しまれるように、認定者と協力しながらイベントで今後も販売促進に努めるというふうになっております。令和2年3月の時点から具体的には何も進展していないというふうにも見えます。具体的なことをこれからというようになるのでしょうかけれども、事業を継続していくのであれば、それなりの効果が期待できなければ全く意味がないと思います。

具体的に例えばブランド認定品、先ほども町長答弁にもありましたけれども、弥一芋、郷弁などについて、どのくらい売れているのか、そういうふうな実績を把握しているのであれば、お示しいただきたい。また、このブランド認定制度が、事業者の方々にどの程度メリットがあるのか。どういうふうと考えていらっしゃるかお聞きしたい。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

茅沼議員の御質問にお答えします。

まずブランド認定品の効果ということについて、まずお答えさせていただきます。

ブランド認定品につきましては、答弁のとおり現在24品目を認定した中で、現在は17品目ということで、その中でブランド認定品の更新というものが、現在16品目行われております。こちらは5年たった後のブランド認定品がさらに継続して認定するのにふさわしいかどうかというところの更新を行っております。この中で現在9品目が更新されております。製造中止、また廃止等もありました。またその中でやはり不採用というような品もありました。こちらにつきましては、やはりブランド品として認定した中で、その売上等がちゃんと何かなされているか、PR等がなされているかというところの確認をした中で更新の事務事務を務めております。この中には認定されてから5年間の売上等の実績を提出するような形の中で確認をされております。認定の金額及び品のしつかり、その中で確認をさせていただいております。

今、茅沼議員が言われました、開成弥一芋、郷弁等につきましては、かなりの数が出ているというところでその当時の認定をされております。更新をされております。弥一芋につきましては、この2年間、イベントがない中でいろいろなPRというところでも、やはりテレビの媒体を使ったPRをしている中で、かなり売上が近年伸びているというところで、弥一芋を耕作する方につきましても、弥一芋研究会

の方の協力があって、耕作面積が増えて、出荷量が増えているという中で、売っている場所が、イオン系の販売になっていますけども、イオンさんが求められている出荷量が、やっと定数に届いたというような報告も受けております。また、郷弁につきましても、開成町のイベント以外のところでいろいろなイベントの中で出店をお願いして、町のほうもそのPRというところで努めております。現在、近年で言いますと、横浜スタジアム等のイベントでも郷弁のほうの出店をお願いしたりとか、そういう中で、開成町の郷弁のPRを兼ねて、町の外の方に郷弁のPRをしているというふうな形で、ただ、具体的な数字がどのぐらいというところの売上とかというのは、更新のときに確認をさせていただいていますので、近年の売上のほうはまだちょっと確認が取れてない状況でございます。

また、認定の基準を少し見直せばというところで今質問がありましたけども、担当課としましては、認定基準につきましても、開成町の認定基準がありますけども、その中では、かなり言葉としてアバウトな表現がある場所が何個かあります。その中では特に野菜とか、そういう果樹類の生産物につきましても、そちらのほうの出荷基準をしっかりと定めたものをちゃんと出してほしいとか、そういうことを考えております。

また、その販売時期において、季節的なものの販売というのがあるので、そういう季節的な販売のときに、どこに行けば買えるのかというものをちゃんと明確に出してもらって、町としてもそのPRをしていきたいというふうに考えております。こちらにつきましても近隣の認定ブランドの基準等も調査しながら、新しい基準というものも今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

先ほど弥一芋の販売の量については、かなりの量という漠然とした表現をお使いになりましたし、イオンのほうでは販売を予定していた定数をクリアすることができたという話もお聞きしましたし、郷弁についても、どうのこうのとありましたけれども、具体的な数字が一切ない。25年度から始まったこの制度、途中段階でも、数字をしっかりと把握しておかないと、このかなりの数を売ったというのは、具体的には100個なのか、1,000個なのか、1万個なのか、はたまた、10万個なのか、また扱っている業者が、農家の方だと思いますけれども、ブランド認定されたこのものを扱っていることのメリットはどこにあったのかというのが、どうもすっきり見えてこない。その辺のことが分からないと、次に、どういうふうな手を打ったらいいのかというのが分からないのではないかと思いますのですが、これからどういうふうにして、このブランド認定品の販売の促進をしていくのか。それが開成町の活性化にどの程度役に立っていくのかということの目安をお持ちなのではないでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

茅沼議員の御質問にお答えします。

各ブランド認定品の売上等につきましても、更新のときの報告というところを出ている部分ですけれども、こちらにつきましても、平成30年にこういう更新の新しい基準を設けた中で、その売上の数量、各年の数量、売上の金額というものも載せるようにして更新の事務を進めています。ただ、この更新の中では、全ての数が売上とかそういうものを記載されていないというような状況が、私のほうでも確認が取れていますので、現在どのぐらい売上があるのかということについては、やはり申し訳ないですけれども、生産者さんが正確に報告をしろというような手続ではないものですから、そこまでの把握というものは現在認定の中のところでは確認は取れていません。こちらにつきましてもやはりその生産者さんの都合等もあって、ある程度の一部の報告しかされてないところというのがありますので、そちらのほうを確認はしていますけれども、全てのそういう数量が増えてきているというところでは確認は取れていないという状況です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

それでは、生産者の方々にとってもメリットがどこにあるのか、しっかり把握できないと思うのですね。もしこれがメリットをあまり感じていないのであれば、逆にメリットがあると感じているのであれば、事業者の方々も積極的に取り組んで、今年も、昨年度で昨年ですか、このブランド認定品の応募者が何人もあったと思うんですよ。そこがなかったといううわさも聞いていますので、あまり事業者にとってメリットがないのではないかなと思うのです。仮に町の活性化に何も役に立っていないってことではないと思いますけれども、期待しているとおりでなかったら、それこそ本当にスクラップアンドビルド、選択と集中で、この事業155万もかかっているわけですから、もうやめたほうが良いと思うのですよ。やめないで継続するんであればそれなりのことをきっちりと方針を明確にして、判定基準をしっかりと、継続していただきたいと思うのですが、この辺の取組をしっかりといただけるといふうに、この場で明言していただいけませんか。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

茅沼議員の御質問にお答えします。

担当課としましては、この開成町ブランド認定につきましても、先ほども伝えたように認定基準、またPRの仕方というものは今後いろいろと研究して、変えていきたいというふうにご考えております。このブランド認定につきましても、今後も継

続していきたい。またその効果につきましては、議員のおっしゃるとおり、ちゃんと把握をするということにつきましては、議員の御指摘のとおり、今後把握をどういう形で把握していったら、その事業に反映させていくのかということにつきましても、今後いろいろ研究していきたいと思っております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それから先ほどのイベントの件でも、もう1件確認するのをちょっと失念しましたので、繰り返しに戻って申し訳ないのですが、阿波踊りについては、どういうふうに取り組んでいかれるのですか、今年は。

○議長（吉田敏郎）

産業振興課長。

○産業振興課長（熊澤勝己）

阿波踊りにつきましては、現在方針としては開催というところで方針を立てております。どのようなやり方をするのかということにつきましては、コロナの状況によって、やり方が大分変わってきてしまう。その点がちょっとありますので、現在コロナの感染の防止というものもありますので、その中でどういうふうにやっっているのかということにつきましては現在、そのやり方について考えております。ただ、やはり連協会の方々から話を聞くと、ぜひ今年はやってほしいという御意見がありますので、どういうふうにやったら安全に皆さんが楽しんでいけるのかということにつきましては、勉強会の方、また実行委員会の方等も話し合いながら開催の在り方を決めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

この次にブランディング推進事業、地域ブランディング戦略についてお聞きしますが、このイベントの件、それから開成町の開成ブランド創出事業、それぞれこのブランド戦略に対して、大変重要な事業だと思っているのです。これらを有言無実で、あまり意味がないような取組をされるのではなくて、もっともっと効果が上がるような取組をしていかなければいけないというふうに私も考えておりますので、何かあったら、関係部署の方々には十分しっかり相談されたりして、ちゃんとした方針、ちゃんとした基準を作って進めていただきたいと思います。

それから、ブランディング推進事業等々についてに入りますけれど、令和4年度は、第五次総合計画の後期基本計画の第二期実施計画のスタートの年に当たります。この戦略は「田舎モダン」をコンセプトにして、着実に推進しているというふう

答弁をいただきましたが、その目的は、第五次総合計画で設定した将来都市像、明るい未来に向けて人と自然が輝くまちかいせい。それから、基本姿勢である。「いつまでも住み続けたいと思えるまちづくり」、これらを実現することであるというふうに私は理解しております。人口増加率及び合計特殊出生率が県内1位であったということは先ほど申し上げましたけれども、町の魅力がある程度知れ渡り、さらに子育て支援策が充実してきていることであるというふうに自他ともに評価されていることであると思います。しかしながら、新型コロナウイルスによりいろいろな行事を中止、縮小せざるを得ない今日では、将来都市像を実現するために、今一度我が町の魅力を掘り起こして、それらを広くアピールしていく必要があると思っております。

まずは我が町の魅力、魅力の掘り起こしについて、環境大臣表彰や広報紙のコンクールなどでいろいろと表彰されたりしたという答弁がありましたが、それら答弁で御紹介いただいたこと以外に、どんなことが開成町の我が町の魅力であるというふうに認識されているのか、まずは町長御自身の認識を、町民の方々とともに共有するために、ここで御披露していただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

町長になって、一番目指したのは、子どもたちの元気な声が響き渡る町というのが、一番大きなところにあります。そういった中で、今の実際、コロナの関係でいろいろなイベントや様々な自治会活動も止まってはいますけれども、やはり60周年で、ブランド戦略を立てるときに、開成町の魅力って何だろうという、それは事業所の業者の皆さんといろいろ議論しながら、掘り起こしを見つけ出して、我々には気づかないところ、開成町に住んでいるとよさに気づかない。だけど東京とか、外から見るとこんないいところがあるのだよというのは、様々そのとき教えていただきました。

1つの例でいけば、カエルがいる。川の水というか、川がこんなに流れているのだということもそうだし、水がこんなにおいしいのだということもそうだし、また一番記憶に残っているのは、子どもたちがどこでも声かけている、挨拶しているということが、一番驚かれたっていうのを聞いたときに、我々は当たり前子供たちのために、見守り活動も含めてやっている、地域の人たちの協力を得てやられている。そういうところが本当に、我々が気づかないところで当たり前とされていることが、外から見れば大変素晴らしいことやっているんだと。そういうのを含めて、私も自治会長をやらせていただきましたので地域活動というのはすごく大事、だから自治会の支援を町としてもやっていきたいという中で、様々な核がある中で、良さというのは、やっぱり人口密度が大きくて、隣近所の顔が見える関係というのが一番大事なところなのかなという、これは地勢的なもので、神奈川県で一番小さな面積の町という特徴があって、平坦という町の特色があって考えると、人の良さが

一番大事なのかなと、それが魅力だし、それが子供にも広がっているしというふうなところが私は一番感じているところでもあります。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

大変よいことだと思います。私も全くそれだと同感であります。教育の面でも、子どもたちに対する教育に対しても、やり方もかなり開成町としては、ほかのところに比べて優れたところもあるというふうにも認識しておりますので、これらのことをしっかりと町に住んでいる方々にアピールしていくことが必要だと思うのですね。町の方々は、先ほど町長も言われましたけれども、開成町に住んでいると、そういうことに気がつかない。当たり前だと思ってしまって、どうということではないのではないかと思っているところが、実は、ほかのところの方から見れば、とてもすばらしい魅力のある町であるということになるわけです。

広報活動でいろいろと最優秀賞を受賞したとか、いろいろな効果があったということ素直に喜んでいきたいと思いますが、移住や定住促進に向けて、町の今、町長がおっしゃったような魅力を内外にしっかりと発信していく必要があると思います。

町長の答弁で、今後は町制施行70周年に向けて新しい取組も試みていきたいというふうに答弁いただきました。町の魅力を、今おっしゃったような魅力をしっかりとベースにして、効果的に発信していくことが、町に対する認知度をさらに高めて、定住促進に結びつけていく、または人口減少の中でもしっかりと開成町に持続的に発展していく町であり続けるというために何が必要なのかということはしっかりと考えていらっしゃると思います。70周年に向けて、何か新しい取組を試みていきたいというふうにおっしゃっていたのはどういうことを考えてのことなのか、御紹介いただけたらありがたいと思いますが。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。

○企画政策課長（山口哲也）

それでは茅沼議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度に町制施行70周年を迎えるということになってまいります。先ほど町長が申し上げましたとおり、町制施行60周年からブランディングというのは本格的に取組を始めたところで、今成果が出続けているといったところです。現在も広報誌やホームページ、SNS等で魅力を広く発信しているところではございますが、令和4年度につきましては、町の魅力をさらに広く発信して、関係人口や交流人口の創出につなげていくために、シティプロモーション用の動画の作成をしていきたいと、このように考えております。もちろんこれは令和4年度予算に計上しているものですので、この後、御審議いただければと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

そうですか。プロモーションビデオ、シティプロモーションのビデオを作るとい
うことですが、ビデオ映像というのは、活字と違って、大きな訴求効果が期待でき
ると思います。町の中が映ることですが、できるだけ多くの方々、町外の方々にも
アピールできるように取り組んでいただきたいと思いますのですが、今言われたように、
予算を絡む問題をこれから審議することになりますけど、具体的にどういうふうな
内容にしようと考えていらっしゃるのか、もし差し支えない範囲でよろしいので
、御紹介いただけたらうれしいのですが。

○議長（吉田敏郎）

企画政策課長。答えられる範囲で結構です。

○企画政策課長（山口哲也）

それでは茅沼議員の御質問にお答えいたします。

例えば、神奈川県などでは、歴史や観光にスポットを当てて、30秒ほどの動画
を作成しているというような事例がございますし、県内の他の自治体でも同じよう
な取組をしているところがございます。今、我々が考えているのは、様々な町の魅
力を発信するということを考えておりまして、人であったり、グルメであったり、
イベント、観光であったり、さらには作成に当たっては地域の方々に御協力をいた
だければと考えております。1分程度の動画になろうかと思えます。御覧になられ
る方の御負担にならないようにと、そういった短い中にぎゅっとコンパクトに魅
力を詰め込みまして、そういったものを年に3本から4本程度発信できればと、この
ように考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

せっかく新しいことを取り組んでやろうというわけですから、単発事業にならな
いようにしていただきたい。この町の地域ブランド戦略というのは、ずっと永続的
に続いているものであると思っておりますので、今2本、3本、4本という話があり
ましたけれども、これはずっと継続していく必要があると思うのですよ。ですから、
これからの予算計上についても、毎年しっかりと計上されていくように思います。

それから1点提案ですけれど、最近、金井島のほうにある山王供養水辺公園のこ
となのですけれども、あそこはなかなかいい環境の中にある公園だなというふうに、
常々思っていたわけです。残念ながら、手入れがされていなくて、訪れる人もいな
い。車で行った場合に駐車する場所も何もないということで、埋もれてしまった魅
力の一つだろうと思うのです。これらも最近、神奈川県が推進している県西地域
活性化プロジェクトの県西いやしの旅というのがあるのですが、これも候補として
採用を呼びかけていくのも1つの方策だなというふうに思っておりますので、こんな

ことも含めて考えていっていただきたいなと思います。

今、町長からも御答弁いただきましたように、我が町には自慢できる部分がたくさんあるということをしっかりと町民の方々にアピールしていただきたい。これからの行政の動きを周知する方法とか、町の魅力をアピールする方法、そういうふうな広報活動が、極めてこの我が開成町は軟弱であるというか、全くできていないというふうなことを思っておりましたけれども、広報紙が表彰されたとか、いろいろな面で、戦略的広報のあり方について動きが板についてきたなというふうな感じがしております。これからも一層この活力のある広報活動を、広報活動というのは本当に何があっても、町民の方で理解をいただくためにとても大切なツールなのでね。これをぜひ徹底してやっていただけるようお願いしたいと思います。

何かありましたら最後にコメントいただければ、よろしいですか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

広報活動において町の広報紙、以前は、結果を報告するというのが主だったところもあると思うのですけれども、カラー化も含めて見てもらわなければいけない。今は特集を読んでもらう、我々の考えを町民の皆さんに知ってもらう。方針、そういうものを主に、ほぼ記事を載せるようになって、内容が大分充実してきたのかなと。これはブランディング戦略の中の一つの流れの中の一つだと私は思っています。そういうことができる職員を育てている。それが結果として、今なっているというふうに私は理解していますので、これはもっと継続して、それにはもうSNSの時代ですので、紙媒体以外も同じような形で外にどんどん発信をしていくっていうふうに力を入れていく必要があるのかなと考えております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼隆文議員、どうぞ。

○5番（茅沼隆文）

結構です。

○議長（吉田敏郎）

これで茅沼隆文議員の一般質問を終了といたします。

暫時休憩といたします。再開を14時25分とします。

午後2時09分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後2時25分

○議長（吉田敏郎）

日程第2 南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定

により、指名推選で行いたいと思いますけれども、御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

御異議なしと認め、議長が指名することに決定いたしました。

南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員に、内藤和雄さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました内藤和雄さんを、南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

御異議なしと認めます。内藤和雄さんが南足柄市山北町開成町一部事務組合議会議員に当選されました。

日程第3 同意第1号 副町長の選任についてを議題といたします。

開成町議会の運営に関する基準56により、加藤一男さんの退席をお願いいたします。

(加藤一男氏 退席)

○議長(吉田敏郎)

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(府川裕一)

提案理由。副町長の任期が令和4年4月23日をもって満了になるため、引き続き同人を再任したいので提案いたします。

なお、今回2期目として再任したい加藤さんは、南足柄市での行政経験に加え、消防団員や自治会長など、地域の活動についても広く精通していることから、平成30年4月24日に副町長として着任していただきました。

着任以来、行政経験と町民目線を併せ持ったバランス感覚を生かし、本町のまちづくりに関して私のパートナーとして町政運営を支えていただきました。その結果が、元気で活力ある現在の開成町の姿に表れていると考えます。

令和4年度以降は、第五次総合計画の総仕上げの期間となります。様々な課題に対して引き続き、私と一緒に取り組んでいただきたく、人材として最適と考え再任をお願いするものです。

なお、任期は4年です。参考までに略歴を添付しておりますので、御参照ください。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

今、町長から説明がありましたが、副町長は町長が任命する特別職です。役割は町長を補佐する、そして町長が職務執行できない場合、例えば入院されているときなどは職務代行をする。そして、役場内をまとめていく大変激務な仕事と感じております。

加藤副町長は1期4年を務められ、そして2期目、今後4年と考えたときにこの激務に健康的にも年齢的にも心配いたしますが大丈夫でしょうか。

ちなみに、近隣2市8町、それから県内の町で現在在職されている方々の平均年齢を私が調べてみますと、およそ62.7歳と思われます。いかがでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

町長。

○町長（府川裕一）

年齢的な話は、別に関係、私はないと思います。現在の健康状態がよければ、きちんと任期4年はできると思いますし、それはできると思っていますので提案しております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑のある方、ございますか。ありませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

同意第1号 副町長の選任について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。

それでは採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

それでは、加藤一男さんの入場をお願いいたします。

（加藤一男氏 入場）

○議長（吉田敏郎）

加藤一男さんに報告いたします。

同意第1号 副町長の選任については賛成全員により同意されました。ここで加藤一男さんから御挨拶をいただきたいと思います。登壇の上、御挨拶ください。

○副町長（加藤一男）

ただいま議員の皆様の御同意をいただきました。大変ありがとうございます。誠に僭越でございますけれども、もっと住みよい町、暮らしやすい町。これについて尽力を尽くしてまいります。皆様の御助力をお願いしたいと思います。

また、4年間という長い期間でございますけれども、精一杯頑張っております。また4月からは今度部制が廃止ということになりますので、私の任もかなり多いものとなっていると思います。皆様の御協力をお願いいたしまして、御挨拶とします。よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

どうもありがとうございました。これからの御活躍を期待しております。

それでは、次に移ります。

日程第4 同意第2号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。農業委員会委員の任期が令和4年3月31日をもって満了となるため、農業委員候補者選考委員会を経て選考された候補者を新たに開成町農業委員会委員に任命したいので提案いたします。

なお、今回農業委員会委員として任命したいのは、内藤和雄さん、遠藤正史さん、遠藤いすずさん、遠藤恵さん、鳥海均さん、鳥海由美子さん、露木勇夫さん、永田幸男さん、坪井幸晴さん、辻村進さん、齊藤敏規さん、小林紀夫さんの12名であります。この12名の方につきましては、見識・人格とも優れた方々であり、開成町の農業委員会の業務を担う適任者であると確信し、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

任期は令和7年3月31日までの3年、参考までに12名の方のこれまでの就任実績等を添付しておりますので、御参照ください。よろしく申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

同意第2号 農業委員会委員の任命について、原案に賛成の方は賛成ボタンを、

反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。

それでは採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

議案の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。人権擁護委員のうち、一人の任期が令和4年6月30日をもって満了になるため、その後任者として引き続き同人を法務大臣へ推薦したいので、議会の意見を求めます。

なお、今回3期目として引き続き推薦する大場さんは、開成町役場に勤務され、行政経験があり、特に福祉行政に精通しております。また、地域の福祉活動等にも御活躍され、広く社会の実情に通じていらっしゃる。また、曹洞宗神奈川県第一宗務所人権擁護推進委員を歴任されており、人権問題には大変意識が高く、人権擁護委員として適任であり、継続委員として適切と考え推選するものであります。

任期は令和7年6月30日までの3年間です。参考までに略歴を添付しておりますので、御参照ください。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

(「なし」という者多数)

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長（吉田敏郎）

討論もないようですので、採決を行います。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。押し忘れはございませんね。

それでは採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって、推薦者を適任と認めることに決定しました。

日程第6 議案第2号 開成町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。職員のサービスの宣誓に関する宣誓書への押印を不要とするため、開成町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それでは、議案第2号 開成町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明させていただきます。

今回の条例改正の趣旨について御説明申し上げます。国家公務員のサービスの宣誓について定めた、職員のサービスの宣誓に関する政令が改正され、国においてはサービスの宣誓における任命権者の面前での署名に関する規定が削除されてございます。

当町においても、国家公務員の措置を踏まえ、新採用職員が条例に基づき行っているサービスの宣誓に関して、宣誓書の押印を不要とするため、条例改正を行うものでございます。

1ページお進みいただきまして、2ページを御覧いただきたいと思います。条例案になります。

開成町条例第 号 開成町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例。開成町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

職員のサービスの宣誓について定めた第2条第1項中、「に署名してから」を「により宣誓してから」に改めるものでございます。

当町におきましては、実態といたしまして採用時に任命権者である町長の面前で宣誓書を読み上げる方法によりサービスの宣誓を行っております。国家公務員の措置に準じて、面前での署名に関する規定を削除する一方で、新採用職員に倫理的自覚を促す観点から任命権者の面前での宣誓については維持し、このことを条文で明確に規定するため、第2条第1項を改正することとしたものでございます。

別記様式第2条関係の改正でございます。次の改正前の表に掲げる様式を改正後の表に掲げる様式に下線で示すように改正する。上が改正後になります。下が改正前の別記様式となっております。宣誓書の氏名の欄の押印箇所を削る改正を行うものでございます。

附則でございます。本条例の施行日を、公布の日から施行するものと定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

茅沼です。

1件、ちょっと教えていただきたいことがあって質問いたします。

この宣誓に違反した場合というんですか、相反した場合の罰則規定は何かあるんでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それではお答えしたいと思います。

罰則という前に、新採用職員で、要するに4月1日の日に町長の目の前でそれを読むと。読まないと言っておかしいんですけども、今までそういうことはないんですけども、罰則というのはないんですけども、基本的には条例上規定してございますので、必ず読んでいただくというのが基本でございます。罰則というものは取りあえず、条例上はございません。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの件について、地方公務員法の規定について御説明申し上げます。

地方公務員法第31条では、職員は条例の定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならないという、これは絶対的な義務として課している部分でございますので、そもそも宣誓をしなければ地方公務員としての職務につけないという仕組みになっておりますので、御理解いただければと思います。

○議長（吉田敏郎）

茅沼議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第2号 開成町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押しください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

それでは採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第7 議案第3号 開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

議案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置との権衡を踏まえ、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等の措置を講じるため、開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それでは議案第3号 開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明させていただきます。

今回の条例改正の概要について御説明申し上げます。令和3年8月10日に人事院が行いました公務員人事管理に関する報告及び国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として育児休業制度・特別休暇制度等の拡充が求められております。地方公務員法第24条第4項の規定により、職員の勤務状況については国家公務員の措置との権衡を踏まえることが求められていることから、当町においても国家公務員に準じた対応を図る必要がございます。

国家公務員に係る措置のうち、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等の任命権者への義務づけの実施に当たり、開成町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を提案するものでございます。

それでは2ページを御覧いただきたいと思います。条例案でございます。

開成町条例第 号 開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。
開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、在職期間要件を廃止するため、改正前の第2条第3号アの（ア）の規定を削るものでございます。改正前の第2条第3号アの（イ）については（ア）を削ったことに伴いまして（ア）に繰り上げた上で、改めて特定職について定義するとともに、句読点の漏れ等の条文の整理を行うものでございます。改正前の第2条第3号アの（ウ）につきましても、制度改正に伴い

不要となる条文を削るものでございます。

1 ページをお進みいただきまして、3 ページを御覧ください。改正前の第2条第3号アの(エ)を(ア)及び(ウ)を削ったことに伴い(イ)に繰り上げるものでございます。

第2条の3第3号を御覧いただきたいと思います。「1歳6か月に達する日」を第2条において定義された語句である「1歳6か月到達日」に改めるものでございます。

4 ページを御覧いただきたいと思います。第20条第2号の改正は、非常勤職員の部分休業の取得要件のうち、在職期間要件を廃止するためでございます。新設する第24条及び第25条になりますが、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する都市等の任命権者への義務づけのために新設するもので、第24条第1項は対象職員の意向確認について、第2項は職員の不利益な取扱いの禁止について、第25条は任命権者が講じる措置について、それぞれ規定するものでございます。

5 ページを御覧いただきたいと思います。第24条及び第25条の新設に伴いまして、改正前の第24条を第26条に繰り下げるものでございます。

附則になります。この条例は、令和4年4月1日から施行する旨を定めるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論はないようですので、採決を行います。

議案第3号 開成町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

それでは採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第8 議案第4号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。行政委員会及び附属機関の委員の報酬額並びに消防団員の災害出動に係る報酬額を改定したいので、開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それでは議案第4号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、説明させていただきます。

今回の条例改正の概要について御説明申し上げます。条例改正の理由としまして、行政委員会及び附属機関の委員の報酬額について、ほかの地方公共団体の同種の職の報酬額との比較や、職員の給与改定の状況確認等を行ったところ行政委員会委員については教育委員会委員、代表監査委員の報酬額が全国町村平均を下回っていました。

また選挙管理委員会委員の報酬額についても、全国的には年俸制や月額制を採用している団体が多いこと、選挙管理委員会や固定資産評価審査委員会委員の報酬額の水準が行政不服審査における審査長及び諮問機関としての職責に対して低水準となっていたこと。

附属機関委員につきましては、前回改定後、職員の大卒初任給は4%程度上昇していることを鑑みまして、行政委員会委員につきましては、代表監査委員の全国町村平均との比較を基に20%の増額改定を、附属機関委員につきましては、職員の初任給の改定状況を踏まえ4%の増額改定をそれぞれ実施するため、条例改正を行うものでございます。

条例改正の2点目の理由としまして、総務省消防庁における職員、消防団体の処遇等に関する検討会の中間報告及びこの報告を踏まえた消防庁長官通知によりまして、消防団員の出動報酬は1日当たり8,000円を標準とすることとされたことによりまして、消防団員の災害出動報酬を改定するため、条例改正を行うものでございます。

それでは2ページを御覧いただきたいと思います。

開成町条例第 号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1条の改正でございます。法令用語の使用の観点から「次の各号」を「次」に改めさせていただきます。また、第1号から第47号までは非常勤の職員を列挙したものでございますが、今回の報酬額の改定に合わせて搭載順序の整理を実施させていただきます。改正後の第1号から第5号までは行政委員会委

員を地方自治法の規定順に合わせて定めるものがございます。行政委員会委員の職名につきましては、これまで教育委員、選挙管理委員、農業委員と表記しておりましたが、人事議案で用いる職名との整合性を考慮しまして、教育委員会委員、選挙管理委員会委員、農業委員会委員と改めることとしてございます。改正後の第6号から第11号までは、従前の第5号から第10号までを1号ずつ繰り下げるもので、非常勤職員のうち地方公務員法第3条第3項第3号の2の選挙執行に係る職を定めるものがございます。改正後の第12号は改正前の第20号を移動するものですが、非常勤の職員のうち地方公務員法第3条第3項目第5号の職である消防団員について定めるものがございます。改正後の第13号以下は行政委員会委員、選挙長等の選挙執行に係る職、消防団員を除く附属機関の委員等について規定するもので、第1号から第12号までの搭載順序の整理に伴い、1号ずつ繰り下げるものがございます。

それでは3ページを御覧いただきたいと思います。改正前の第1条第20号の消防団員につきましては、改正後の第12号に移動したことから削ることとしてございます。第21号から第47号までについては改正はございません。

第2条の改正になります。行政委員会委員のうち、報酬の額が日額で定められている選挙管理委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員につきましては、4時間を超えない場合の半額支給規定の対象外とするための改正でございます。

別表の改正でございます。改正内容は複雑であることから別表の全部を改める方式とさせていただきます。1の教育委員会委員につきましては、年額20万円を年額24万円に改めるものがございます。2の選挙管理委員会委員につきましては、委員長は日額9,000円を1万800円に、委員は日額8,500円を1万200円に改めるものがございます。3の監査委員につきましては、代表監査委員のみの改定となりますが、年額25万円を30万円に改めるものがございます。4の農業委員会委員につきましては全国町村平均を上回っていることから、今回の改定においては対象外としてございます。5の固定資産評価審査委員会委員につきましては、委員長は日額9,000円を1万800円に、委員は日額8,500円を1万200円にそれぞれ改めるものがございます。6から11までの職につきましては報酬額の改定はございません。

1ページお進みいただきまして4ページを御覧いただきたいと思います。12の消防団員でございます。これまで災害出動1回につき4時間以下2,100円、4時間超え3,150円としておりましたが、消防庁長官の通知を踏まえ、災害出動1時間につき1,000円に改めるものがございます。

説明の順番が前後いたしますが、従前から他の附属機関の委員と報酬額に差異を設けている14の総合計画審議会委員及び17の都市計画審議会委員につきましては、会長は日額8,500円を8,800円に、委員は日額7,700円を8,000円にそれぞれ改めるものがございます。

戻りまして13の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員から、6ページの

47の農業委員候補者選考委員会委員までのうち、附属機関の委員の報酬額につきましては委員長または会長は月額8,000円を8,300円に、委員は月額7,200円を7,500円にそれぞれ改めるものでございます。

なお、年額で報酬額を定めております4ページの22のスポーツ推進委員及び6ページの46の鳥獣被害対策実施隊員につきましては報酬額の改定はございません。

6ページを御覧いただきたいと思えます。附則でございませぬ。この条例は、令和4年4月1日から施行する旨を定めるものでございませぬ。

説明は以上でございませぬ。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番議員、前田でございませぬ。質問をさせていただきます。

様々な職種の背景とともに、今回の改正案について、るる御説明をいただきましたわけですが、総じてというような立場からと、あと具体というところの観点から2点の観点からの御質問をさせていただきます。

今、最後のほうに御説明のありましたスポーツ推進委員さん、また鳥獣被害対策委員さんは据え置くと。ほとんどが報酬及び費用弁償は総じて増額という形の見直しをした説明があったわけですが、特段今の2つの職に関しては増額しないという一言だったわけですが、きっと様々議論がなされて上程に至ったと思えますが、そのほかにも費用弁償の増額等々、報酬増額等々を見合わせたという背景がある職種に関してもう少し御説明を願えたらと思えます。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの前田議員の御質問にお答えいたします。

まず鳥獣被害対策実施隊員、それからスポーツ推進委員につきましては、御説明のとおり今回改定してございませぬ。また同様に、個人情報保護審議会につきましても、まだ今回報酬の改定はしてございませぬ。

これらにつきましては、ほかの委員さんたちと社会背景、取り巻く背景が異なりますので、これらについては引き続き内容の検討等を加えながら、必要に応じて報酬改定をしていきたいと考えてございませぬ。今回につきましては、ある程度共通した部分のみピックアップをさせていただいて、行政委員会委員については20%、附属機関委員については4%ということで改定を考えてございませぬ。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

私、今質問する前に総じてという形の中でも質問したいという旨を述べさせていただいたわけですが、総じた形の捉え方で見ますと委員長・会長等々をなさっている方の報酬などが増額された方は、同じ職であれば委員さんも同様にそれなりの報酬が上がっているというところで御説明がずっとなされたわけですが、その中で監査委員に限っては代表監査委員が増額という形にはありましたが、監査委員については特段の説明もありません、そのまま据置きであろうというふうに説明の中からは思うわけですが、この監査委員は先ほど総務課長がおっしゃった共通した部分のみということであるならば、代表監査委員の報酬を上げるというのであれば監査委員に対しても共通した部分というところで捉えるならば、その対象に当たるのではないかとこのように思いますが、その点御説明いただきたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それではお答えさせていただければと思います。

まず代表監査委員です。全国町村平均と比較しまして、先ほど言ったように20%低かったと。監査委員さんの議会議員さんのほうになりますけれども、こちらは全国町村の平均より高かったと。全国町村が20万3,000円ぐらいなんですね。現行ですと、22万円ということで、高かったというところで、今回は議会議員さんの選出のほうの監査委員さんに関しましては、要するに報酬を上げませんけれども、代表監査委員に関しましては低かったのでここは上げるというところで、差をつけさせていただいたというのが現状でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。

代表監査委員の報酬が30万円に上がったということは大変結構なことではございますが、この30万円にされた根拠を、全国との比較とかいろいろございましたけど、比較された額を教えてくださいたいと思っております。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの茅沼議員の御質問にお答えいたします。

監査委員に限らず、今回行政委員会の委員につきましては、全国町村平均の数字を捉えて、先ほど部長からも御説明させていただいておりますが、全国町村平均よ

り低い場合について20%上げているという状況です。

代表監査委員につきましては、この数字が29万802円というふうになっています。これはおおむね20%近く当町のこれまでの代表監査委員の報酬と差があるということから、1つここを基準に全体として20%ということによって上げさせていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。

全国町村の平均が29万802円ということで、分かりました。

ただこの辺、この近辺の監査委員の比較、市とか県とか違いますけれど、町村の神奈川県と比較では見ていらっしゃいませんでしたか。

○議長（吉田敏郎）

総務課長。

○総務課長（中戸川進二）

ただいまの御質問にお答えいたします。

近隣の状況ですとか、神奈川県全体の町村の状況を確認してございます。ただ1点、神奈川県の場合は非常に平均で申しますと数字が高いという実態がございまして、ただ報酬の捉え方が日額であったり月額であったり、それから年額でも低いところでは18万円、高いところでは五十数万円というところはかなりばらつきがございまして、今回は全国町村平均まではまずしっかり上げていこうということで、今回御提案をさせていただいております。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

5番、茅沼議員。

○5番（茅沼隆文）

5番、茅沼です。

いずれにしてもようやくこの代表監査委員の報酬の見直しが行われたということで、大変ありがたいなと思います。この代表監査委員の報酬については、既に前々々になるのかしら、の代表監査委員のからの申し送りもありましたし、そういうふうなこともやっと実現したということでよかったなと思いますので、改めてありがとうございました。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに。

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

10番、井上慎司です。

先日の私の一般質問で、消防団の処遇改善に関しての御答弁でこの議案の内容に触れられておりましたので、そういった部分で質問させていただきます。

参考資料の12番、消防団員の変更点の部分です。これ災害出動1時間につき1,000円ということなのですが、台風などの大型災害のときに待機指令というものが出ていて、実際に出動はしないんですがいつでも出動できる状態で待機という状態になるかと思うんですが、この待機指令が出された時点で1時間につき1,000円というのは該当するのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それではお答えしたいと思います。

今で言うと例えば詰め所に集合ではなくて自宅で待機というような形でよろしいのでしょうか。

基本的には、まずは詰め所のほうに出動してもらったときからというような形で考えていただければいいと思います。ただ、風水害なんかは長時間になりますので、そのときに、じゃあ詰め所で待機している場合は災害出動にならないのかというと、それは災害出動になる。いつ何が起こるか分かりませんので、活動していない詰め所で待機している時間も含めて災害出動として支出するというような形でございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

待機への対応というのは承知いたしました。

それで、日額8,000円というのを基準に考えて出動1時間につき1,000円ということなんですが、これ上限が8,000円になるということでしょうか。

それとも9時間出動していた場合は9,000円という形になるのでしょうか。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

お答えします。

今おっしゃるとおり、もし9時間というような形になれば9,000円というような形になります。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

10番、井上慎司議員。

○10番（井上慎司）

最後の質問になります。

消防団の報酬、地方交付税で3万6,500円のところを開成町は上乘せして報酬5万2,000円というところで、水準的には高いのかなと思うところなのですが、近隣でもっと高いところだと6万2,000円というところがあったりします。こういった部分で、固定の年額報酬と活動ごとに支払われる手当のバランスというものが大変大切になってくるのではないのかなと思うところなのですが、今回の改定に関して警戒出動、訓練出動についての1,400円というのは据置きにされているのですが、この据置きに至った経緯・理由などあれば、最後にお聞かせください。

○議長（吉田敏郎）

防災安全課長。

○防災安全課長（小玉直樹）

それではお答えしたいと思います。

こちらのほうは1回当たり1,400円で据置きと。こちらのほうも消防団の会議等の中で十分協議した結果据置きというような結果になったんですけども、まず訓練でいうとそれぞれ各分団で月2回の定期訓練ですとか、消火栓等の消防施設の定期点検、こういったものでございます。また、警戒出動、こちらについては現在実施しております春の火災予防運動ですとか、年末警戒など夜間パトロール巡回等で出動する場合を警戒出動といったことで、年間予定として決まっている活動というのがこういった訓練ですとか警戒出動、1回当たり1,400円ということでございます。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑ございますか。

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

3番、武井です。

今回のこの改正は必要だと思います。しかし、前回の改定が月額は23年前、日額は26年前と承知しています。この間、改定がなかったというのはなぜなのでしょう。

○議長（吉田敏郎）

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それではお答えさせていただきたいと思います。

先ほど日額の話なんですけれども、職員の給料の話をさせていただきますけれども、初任給で先ほど言った4%、ここ20年ぐらいですか、全然変わっていないというところで、実際問題4%ここで上がっていたんですけれども、基本的にはずっ

と上がっていなかったというところで、据置きにしていたというところがまずあると思います。実際問題、ちょっと今まで町のほうとしてその辺を把握していたかどうかというところでございますけれども、実際毎年基本的には担当のほうも職員の先ほど言った4%上がるその金額、どのくらい上がるか分かりませんが、そういうのを気にしていたと思いますけれども、結果的にはずっとなくなってしまったというところがあると思います。基本的に4%は上がっていますので、ここはちょっと上げようという決断で町長のほうから上げようというところでございました。

あと、代表監査委員と先ほどありましたけれども、基本的には町長の答申というんですか、町長の報酬、副町長の報酬とか、その辺もずっと変わってございませんで、基本的にはほかのものもそのままになっていたというのが現状だと思います。

実際問題、先ほど言いました全国平均を今回基準にさせていただきましたけれども、それが実際問題これから全国平均というよりも町として今後の検討をまたしなければいけないと考えてございますけれども、町長の給料を例えば1日幾ら、1時間幾らとか、その辺は分かりませんが、その辺を基準にしながらまたいろいろ考えていかなければいけないのかと考えてございます。

どちらにしましても今回に関しましては、数十年上げられなかったというところは、やっぱり給料が上がらなかったのが一番の結果かなというところは私は考えてございます。

○議長（吉田敏郎）

3番、武井議員。

○3番（武井正広）

一応、毎年気にはかけていたけれども結果的には進まなかったという話ですが、こういった委員の方々というのは、ある意味ほとんど町民の皆様が町のために協力していただいて、半分ボランティアみたいな形でやられているわけですから、町長の報酬ということを今部長がおっしゃっていましたが、ぜひ気にかけていただいて、ズルズルはいかないように定期的にきちっと見ていていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

ほかに質疑はございせんか。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第4号 開成町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対

ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

それでは採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第9 議案第5号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。令和4年4月1日付で部制を廃止することに伴い、職務の級の分類を定めた級別標準職務表を改正したいので、開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それでは議案第5号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明させていただきます。

今回の条例改正の概要について御説明申し上げます。令和4年4月1日付で部制を廃止し、課制に移行することに伴い、職務の級の分類を定めた級別標準職務表から部長を削るとともに、併せて規定内容の明確化や字句の修正等を行わせていただくものでございます。

それでは条例案を御覧いただきたいと思います。2ページになります。

開成町条例第 号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

開成町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第2条の改正は当町では職員手当として措置していない初任給調整手当の字句を削るものでございます。

第3条第2項の改正は、規則において給料表を定めることとされている現業職員には、本条例の給料表が適用されないことを明確にするため、「別に定めのあるもののほか」の文言を追加するとともに、常用漢字表の改正により公用文において漢字で表記できることとされた「全て」の字句について平仮名から漢字に改めるものでございます。

第3条第3項の改正は、級別標準職務表が職務の級の原則を定めるものであることから、同表に掲げる職務と同程度の職務について、規則において分類を定めることができることを明確にするためのものでございます。

第18条の改正は、「初任給調整手当」の字句について、「地域手当」の字句に改める改正及び「初任給調整手当」の字句を削る改正でございます。

3ページを御覧いただきたいと思っております。別表第2の改正でございます。

次の改正前の表に掲げる別表を改正後の表に掲げる別表に下線で示すように改正する。上が改正後、下が改正前でございます。

級別標準職務表の8級規定のうち、部制の廃止に伴いまして、「部長又は」の文言を削るものでございます。

附則でございます。この条例は、令和4年4月1日から施行する旨を定めるものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第5号 開成町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

それでは採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第10 議案第6号 開成町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出の手続等における書面への押印及び署名を不要とするため、開成町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

では議案第6号になります。開成町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明させていただきます。

条例改正の趣旨でございますが、申請書等の押印見直しの一環としまして、固定資産評価審査委員会への審査申込書等への押印を不要とするため、条例改正を行うものでございます。

2ページ、条例案を御覧いただきたいと思っております。

開成町条例第 号 開成町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例。
開成町固定資産評価審査委員会条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第4条の改正を御覧ください。審査申込書の押印義務を定めました第4項を削るものでございます。以下、第5項、第6項をそれぞれ第4項、第5項に繰り上げるものでございます。

第7条第3項は口頭による意見陳述の調書について、第8条第5項につきましては口頭審議の口述書について。

次のページを御覧いただきたいと思っております。第8項になります。口頭審理の調書について、第9条第2項は実施調査の調書について、第10条第2項につきましては議事の調書について、第11条第1項は決定書について、それぞれ署名押印の義務を廃止するための改正でございます。

附則になります。本条例の施行日を、公布の日から定めるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですね。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、採決を行います。

議案第6号 開成町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

それでは採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

暫時休憩いたします。再開を15時40分とします。

午後3時24分

○議長（吉田敏郎）

再開いたします。

午後 2 時 4 0 分

○議長（吉田敏郎）

日程第 1 1 議案第 7 号 開成町学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。開成南小学校に通級指導教室（ことばの教室）を設置することに伴い、社会教育等のために使用できる学校施設の範囲から第二理科室を除くこととしたいので、開成町学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当参事に求めます。

教育委員会事務局参事。

○教育委員会事務局参事（遠藤孝一）

それでは、議案第 7 号について御説明させていただきます。

本議案は開成南小学校への通級指導教室（ことばの教室）の設置に当たり、現在の第二理科室を専ら通級指導教室において使用することから、学校教育上支障のない範囲で、社会教育等のために一般開放する学校施設の範囲から第二理科室を除く必要があるため、条例改正を行うものでございます。

2 ページをお願いします。

開成町条例第 号 開成町学校施設使用条例の一部を改正する条例。

開成町学校施設使用条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

社会教育等のために使用できる学校施設について定めた別表第 1、当該施設の使用料について定めた別表第 2 から、開成町立開成南小学校の「第二理科室」に関する規定をそれぞれ削るものでございます。

附則でございます。本条例の施行日を、令和 4 年 4 月 1 日と定めるものでございます。

なお、3 ページをお願いします。別表第 1 及び別表第 2 の改正箇所を示した参考資料を 3 ページに添付しておりますので、参考までに御確認ください。別表第 1 については赤字部分、別表第 2 については赤枠部分をそれぞれ削るものでございます。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

ちょっと確認させていただきたいんですけども、今回これで社会教育等のために使用できる学校施設というところから外されるような形だと思いますけれども、これまでの使用実績とかそういうのから見た中で、コロナ禍はちょっと外していただきたいんですけども、そういう使用の影響がどの程度出るのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（吉田敏郎）

学校教育課長。

○学校教育課長（岩本浩二）

それでは御質問にお答えさせていただきます。

これまで、第二理科室につきましてはほとんどが学童の利用実績でございましたので、一般の方がこれまで利用されたという実績はほとんどございませんので、ここを削ることによって一般の利用者の方に御迷惑がかかるというようなことは想定してございません。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

2番、佐々木議員。

○2番（佐々木昇）

2番、佐々木昇です。

あともう1点、じゃあ今の話の流れの中で確認させていただきたいんですけども、代替的な施設を特に準備するというような考え方もないということによろしいですか。その辺の確認もよろしくお願いします。

○議長（吉田敏郎）

学校教育課長。

○学校教育課長（岩本浩二）

それではお答えさせていただきます。

学童保育に対しましては新しい施設ができるということ、また先ほど申し上げましたとおり一般の利用の実績はこれまでほぼございませんので、そこへの代替というものの準備は特に予定をしてございません。

以上です。

○議長（吉田敏郎）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

討論はないようですので、採決を行います。

議案第7号 開成町学校施設使用条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんです。

それでは採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長(吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

日程第12 議案第8号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長(府川裕一)

提案理由。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、国民健康保険税において未就学児に課される均等割額等について所要の改正をしたいので、開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いたします。

○議長(吉田敏郎)

細部説明を担当部長に求めます。

町民福祉部長。

○町民福祉部長(亀井知之)

それでは、本条例の概要について御説明をさせていただきます。

令和2年12月に閣議決定された全世代型社会保障改革の方針について等を踏まえまして、令和3年6月4日に全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が可決・成立いたしました。これは、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく、いわゆる「全世代対応型の社会保障制度」、これを構築する観点から法律改正が行われたものでございます。

その主な内容は後期高齢者医療における窓口負担割合の見直しや、育児休業中の保険料の免除要件の見直しなどですが、その一つとして未就学児に係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入が盛り込まれました。この制度は、国民健康保険の保険料、もしくは保険税について未就学児に係る被保険者均等割額を減額し、その相当額を公費で支援する制度でございます。

今般、この法律改正を受けまして、開成町国民健康保険税条例を改正し、国民健康保険税に係る均等割額の見直しを御提案するものでございます。軽減割合は5割でございます。また、対象者は国民健康保険に加入する全ての未就学児となります。

開成町では約70名が対象となる見込みでございます。また、この軽減に係る財源措置でございますが国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となっております。

それでは条例案を御覧ください。

開成町条例第 号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

開成町国民健康保険税条例（昭和31年開成町条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。表を御覧いただきまして、右が改正前、左が改正後でございます。

第3条の見出し、第5条及び第15条の改正は文言整理及び条項整理となっております。次の第24条第1項の改正も条項整理でございます。

次の第24条の第2項が新設条文となり、先ほどの未就学児の均等割額減額について規定する部分となります。第1号では基礎課税額の均等割額について、また、第2号では後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額について、それぞれ5割を減額した金額を規定しているものでございます。

続いて次の第24条及び附則の各改正部分も同様に条項の整理等となります。

改正附則となります。この条例は、令和4年4月1日から施行いたしますが、第25条の一部については公布の日から施行することとさせていただきます。第2項です。改正後の本条例の規定は、前項ただし書に規定する改正規程を除きまして、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものでございます。

御説明は以上となります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第8号 開成町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんですね。

それでは採決を締め切ります。

（賛 成 全 員）

○議長（吉田敏郎）

採決の結果、賛成全員によって、可決いたしました。

日程第13 議案第9号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由。年金等の受給権を担保として日本政策金融公庫等が貸付を行う年金担保貸付制度が廃止されることに伴い、公務災害補償を受ける権利を当該制度に限り担保に供することができる旨を定めた規定を廃止したいので、開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

細部説明を担当部長に求めます。

企画総務部長。

○企画総務部長（小宮好徳）

それでは、議案第9号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて、御説明させていただきます。

今般の条例改正の概要につきまして御説明申し上げます。令和2年6月5日に年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律が公布され、同法の附則第65条により消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されました。この改正によりまして、株式会社日本政策金融公庫、または沖縄振興開発金融公庫が行う年金担保貸付制度が廃止されることに伴いまして、消防団員等が疾病補償年金等を受ける権利を担保として提供することができる例外規定を削除するものでございます。

2ページ、御覧いただきたいと思います。条例案を御覧ください。

開成町条例第 号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。
開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第3条第2項中、改正前の下線で示しているただし書の規定を削除するものでございます。

附則でございます。第1項で、施行期日につきましては、令和4年4月1日から施行する旨を定めるものでございます。第2項で、経過措置としまして、令和4年3月31日までに貸付の申込みがあった場合、または当該権利を担保に供し貸付を受けている場合については従前の例によるものとしているものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（吉田敏郎）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。ございませんか。

（「なし」という者多数）

○議長（吉田敏郎）

質疑がないようですので、討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(吉田敏郎)

討論がないようですので、採決を行います。

議案第9号 開成町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。ボタンの押し忘れはございませんね。

それでは採決を締め切ります。

(賛 成 全 員)

○議長(吉田敏郎)

採決の結果、賛成全員によって、可決しました。

本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会します。

大変お疲れさまでした。

午後3時56分 散会